

四半期報告書

(第6期第2四半期)

自 平成22年7月1日

至 平成22年9月30日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(E03606)

第6期第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

目 次

頁

四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	7
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	37
第4 【提出会社の状況】	38
1 【株式等の状況】	38
2 【株価の推移】	54
3 【役員等の状況】	55
第5 【経理の状況】	56
1 【中間連結財務諸表】	57
2 【その他】	178
3 【中間財務諸表】	180
4 【その他】	194
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	195

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月29日

【四半期会計期間】 第6期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,925,113	2,618,434	2,369,479	5,677,460	5,040,282
連結経常利益	百万円	188,117	233,047	542,053	82,807	545,697
連結中間純利益	百万円	92,023	140,948	356,775	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△256,952	388,734
連結純資産額	百万円	9,042,604	9,945,632	11,331,965	8,570,641	11,299,459
連結総資産額	百万円	194,024,280	202,802,103	206,380,869	198,733,906	204,106,939
1株当たり純資産額	円	663.09	621.44	617.45	528.66	612.05
1株当たり中間純利益金額	円	8.46	11.08	24.59	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△25.04	29.56
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	8.41	11.08	24.52	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	29.54
自己資本比率	%	3.76	3.88	4.42	3.42	4.55
連結自己資本比率 (第一基準)	%	10.55	13.29	15.24	11.77	14.87
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,035,865	8,967,542	8,631,120	8,125,809	14,601,067
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,370,522	△8,746,150	△8,091,496	△9,313,619	△15,625,731
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	84,170	189,066	△838,084	1,192,387	1,102,334
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	4,554,556	4,496,860	3,745,817	4,032,013	4,110,281
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	80,383 (40,000)	87,036 (34,300)	84,980 (29,400)	84,780 (39,900)	84,266 (33,000)

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成20年度は連結当期純損失が計上されているため、記載していません。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。

6 平均臨時従業員数は、百人未満を四捨五入して記載しております。

また、平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益	百万円	247,861	143,203	224,237	301,328	290,824
経常利益	百万円	231,407	116,839	202,029	244,311	235,848
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	291,103	△14,207	191,048	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	299,988	100,088
資本金	百万円	1,383,052	1,620,896	2,137,439	1,620,896	2,136,582
発行済株式総数	株	普通株式 10,933,679,680 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000	普通株式 11,648,360,720 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 14,150,766,520 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 11,648,360,720 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 14,148,414,920 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000
純資産額	百万円	6,994,971	7,650,642	8,544,355	7,717,307	8,711,750
総資産額	百万円	8,050,502	10,107,154	10,865,924	9,829,278	11,180,345
1株当たり中間配当額 (1株当たり年間配当額)	円	普通株式 7.00 第一回第三種 優先株式 30.00 第十一種 優先株式 2.65 第十二種 優先株式 5.75	普通株式 6.00 第一回第三種 優先株式 30.00 第1回第五種 優先株式 57.50 第十一種 優先株式 2.65	普通株式 6.00 第1回第五種 優先株式 57.50 第十一種 優先株式 2.65	普通株式 7.00 (12.00) 第一回第三種 優先株式 30.00 (60.00) 第1回第五種 優先株式 — (43.00) 第十一種 優先株式 2.65 (5.30) 第十二種 優先株式 5.75 (5.75)	普通株式 6.00 (12.00) 第一回第三種 優先株式 30.00 (60.00) 第1回第五種 優先株式 57.50 (115.00) 第十一種 優先株式 2.65 (5.30)
自己資本比率	%	86.84	75.64	78.57	78.46	77.86
従業員数	人	1,032	1,015	1,005	1,045	1,008

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社240社(うち連結子会社239社、持分法適用の非連結子会社1社)及び関連会社66社(うち持分法適用関連会社65社、持分法非適用関連会社1社)で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード・貸金業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は、当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はございません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	84,980 [29,400]
---------	----------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託7,033人及び臨時従業員29,300人を含んでおりません。
2 [] 内に当第2四半期連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,005
---------	-------

- (注) 1 当社従業員は、海外の現地採用者及び(株)三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)並びに三菱UFJ投信(株)からの出向者であります。
2 従業員数には臨時従業員18人を含んでおりません。
3 従業員数には執行役員45人を含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書および当事業年度第1四半期報告書に記載した「事業等のリスク」について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項または重要な変更として当社が認識しているものは以下の通りです。当該新たな事項または重要な変更事項については、下線で示しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本四半期報告書提出日現在において判断したものです。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。

12. 消費者金融業務に係るリスク

当社グループは、消費者金融業に従事する子会社や関連会社を有すると同時に消費者金融業者に対する貸出金を保有しております。消費者金融業に関しては、近時、「貸金業法」におけるいわゆるみなし弁済を厳格に解するものを含め、過払利息の返還請求をより容易にする一連の判例が出され、これらに伴い過払利息の返還を求める訴訟が増加しております。さらに、平成19年12月より改正「貸金業法」が段階的に施行され、平成22年6月にはみなし弁済制度の廃止や総量規制の導入等の改正が施行されました。同時に、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正の施行により、金銭消費貸借契約の上限金利が29.2%から20%に引き下げられました。このような中、業界大手を含む消費者金融業者に多数の破綻事例が生じるなど、消費者金融業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これらを含む要因により、消費者金融業に従事する当社の子会社や関連会社等が悪影響を受けた場合、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、消費者金融業を営む当社グループの貸出先が悪影響を受けた場合、当社グループの消費者金融業者に対する貸出金の価値が毀損する可能性があります。

18. テロ支援国家との取引に係るリスク

(前略)

さらに、最近、米国において、イランとの経済・金融取引等を制限する新しい法律が制定されました。当該法律や追加の法令に係る動向により、当社グループの事業が制約を受ける可能性があります。また、本邦においても、平成22年9月より、外国為替及び外国貿易法に基づき、イランの核活動等に寄与し得る銀行等に対する資産凍結等の措置がとられています。これを受けて、当社グループでは、かかる規制に則った措置を講じております。しかし、かかる措置が米国における規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、米国政府による何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 子会社からの借入

当社は、当初平成20年10月14日に実施したモルガン・スタンレーに対する出資に係わる借入を、以下の概要のとおり、継続いたしました。

取締役会決議日	平成22年9月30日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	US\$ 90億
借入金額	US\$ 90億
借入日(継続日)	平成22年10月20日
借入期日	平成23年4月20日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、証書貸付形式によるものであります。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 業績等の概要

①金融経済環境

当第2四半期連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外経済は、アジア経済が内需拡大を背景に底堅く推移しましたが、米国経済は雇用回復ペースの鈍化や景気対策効果の一巡から減速感が徐々に強まったほか、欧州経済では財政緊縮を受けて南欧諸国の景気低迷が続きました。この間、わが国経済は、エコカー補助金終了前の駆け込み需要や猛暑の影響から持ち直し傾向を辿りましたが、海外経済の減速に伴い輸出や生産の頭打ち傾向が鮮明となったほか、円高・株安の進行もあって先行きに対する不透明感が強まるなか、設備投資や雇用環境の回復も緩慢なものにとどまりました。

金融情勢については、米国ではデフレ観測が市場で台頭するなか、FRBが出口政策から金融緩和スタンスへ転じました。また、欧州ではユーロ安を受けて主要国の株価が堅調に推移した一方で南欧諸国の格下げなどソブリン問題が熾り続けました。わが国では、日本銀行による実質ゼロ金利政策の継続に加え、固定金利オペの拡充等を受けて、短期市場金利は緩やかに低下、長期市場金利は、欧米の金利低下に加え、設備投資の低迷、内外景気の減速懸念等を背景に1%を挟んだ低水準での揉み合いとなりました。円の対ドル相場は、米国の金融緩和観測の強まりと内外金利差縮小を背景に約15年振りの水準まで円高が進行しました。

②経営方針

グループ経営理念は、当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、全ての活動の指針とするものです。経営戦略や経営計画の策定など、経営の意思決定のよりどころとし、また、全役職員の精神的支柱として、諸活動の基本方針としております。

具体的には以下のとおりですが、当社グループの持株会社、普通銀行、信託銀行および証券会社等は、グループ経営理念を各社の経営理念として採用し、グループ全体で遵守してまいります。

[グループ経営理念]

- (i) お客様の信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客様の多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
- (ii) 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
- (iii) 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
- (iv) たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
- (v) 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。
- (vi) グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

当社グループは、普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(Union Bank, N.A.)などを傘下に擁する本格的な総合金融グループです。これらグループ会社が一体となり、お客さまのあらゆる金融ニーズに対して、最高水準の商品・サービスをご提供してまいります。「サービスNo.1」「信頼度No.1」「国際性No.1」を追求することで、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指しています。

「サービスNo.1」

- ・当社グループは、総合金融グループとしての強みを活かし、お客さま一人ひとりのニーズに合った“MUF Gならではの”の高い品質のサービスをご提供してまいります。
- ・リテール・法人・受託財産(資産運用・管理)を「主要3事業」と位置づけ、これら主要3事業で設置している連結事業本部を最大限活用し、業態の枠を超え、グループ一体となって、お客さまの多様なニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいります。

「信頼度No.1」

- ・当社グループは、最も信頼いただける金融グループを目指し、財務健全性のさらなる向上、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底、内部管理態勢の強化に努めます。また、お客さま満足度(CS)の向上、社会貢献活動、環境保全などを通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

「国際性No.1」

- ・当社グループは、邦銀随一のグローバルネットワーク、各国ビジネスに精通した豊富な人材など、グループの持つ強みを最大限活用し、「国際性No.1」の金融機関として、お客さまのグローバルに広がるニーズに的確・迅速に対応してまいります。

③当第2四半期連結会計期間の業績

当第2四半期連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当第2四半期連結会計期間の連結業務粗利益は、前第2四半期連結会計期間比で増加、当中間連結会計期間では、前中間連結会計期間比574億円増益の1兆8,707億円となりました。これは金利低下や貸出金減少に伴い資金収益などが減少したものの、債券売却損益など市場関連収益が大幅に増加したことが主な要因です。

営業費は、当第2四半期連結会計期間においても、グループワイドな経費削減に取り組み、当中間連結会計期間では前中間連結会計期間比426億円減少しました。これらの結果、当中間連結会計期間の連結業務純益は、前中間連結会計期間比1,000億円増加し8,518億円となりました。

また、与信関係費用総額は企業倒産の減少を背景に、貸倒引当金繰入額が大幅に減少したことから、当中間連結会計期間では前中間連結会計期間比2,574億円改善し、△1,867億円となりました。

一方、株式等関係損益は株式等売却益が減少したほか、株式等償却の増加もあり、前中間連結会計期間比407億円悪化しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の四半期純利益は1,904億円、当中間連結会計期間の中間純利益は前中間連結会計期間比2,158億円増加の3,567億円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度末比2兆2,739億円増加し206兆3,808億円、純資産が前連結会計年度末比325億円増加し11兆3,319億円となりました。

主要な勘定残高といたしましては、資産の部では、貸出金が前連結会計年度末比5兆6,261億円減少して79兆2,544億円、有価証券は、前連結会計年度末比6兆886億円増加して70兆531億円となりました。負債の部では、預金が前連結会計年度末比1兆6,232億円減少し122兆2,687億円となりました。

なお、金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比0.19ポイント上昇し、1.69%となりましたが、引き続き低水準を維持しております。

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(第一基準)は、前連結会計年度末比0.37ポイント改善し、15.24%となりました。

当第2四半期連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

[経営成績の分析]

(単位：億円)	前中間連結 会計期間 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前中間連結 会計期間比 (B-A)
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	18,132	18,707	574
資金利益	11,152	10,093	△1,058
信託報酬	524	505	△19
役務取引等利益	4,931	4,742	△189
特定取引利益	1,674	1,299	△374
その他業務利益	△150	2,066	2,216
営業費	10,614	10,188	△426
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前)	7,517	8,518	1,000
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	△547	324	872
臨時損益(△は費用)	△4,639	△3,422	1,216
与信関係費用	△3,894	△2,229	1,665
うち貸出金償却	△1,457	△1,373	83
うち個別貸倒引当金繰入額	△2,303	△868	1,434
株式等関係損益	133	△273	△407
うち株式等売却益	774	389	△385
うち株式等売却損	△326	△201	124
うち株式等償却	△314	△460	△146
持分法による投資損益	17	△78	△95
その他の臨時損益	△894	△841	53
経常利益	2,330	5,420	3,090
特別損益	△186	69	256
税金等調整前中間純利益	2,143	5,489	3,346
中間純利益	1,409	3,567	2,158
与信関係費用総額(△は費用) *	△4,442	△1,867	2,574
与信関係費用総額+償却債権取立益(△は費用)	△4,194	△1,530	2,663

(単位：億円)	当第1四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間	前第2四半期 連結会計期間
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	9,106	9,601	8,734	9,397
資金利益	5,016	5,076	5,552	5,599
信託報酬	240	264	243	280
役務取引等利益	2,242	2,500	2,333	2,598
特定取引利益	678	621	843	831
その他業務利益	927	1,138	△238	88
営業費	5,151	5,037	5,415	5,198
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前)	3,954	4,563	3,318	4,198
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	397	△72	△266	△281
臨時損益(△は費用)	△1,360	△2,062	△1,689	△2,949
与信関係費用	△1,100	△1,129	△1,632	△2,262
うち貸出金償却	△601	△772	△529	△927
うち個別貸倒引当金繰入額	△512	△355	△1,084	△1,218
株式等関係損益	11	△284	302	△168
うち株式等売却益	262	126	384	389
うち株式等売却損	△33	△168	△26	△300
うち株式等償却	△217	△242	△55	△258
持分法による投資損益	△82	4	4	12
その他の臨時損益	△188	△652	△364	△530
経常利益	2,991	2,429	1,363	967
特別損益	△113	183	29	△216
税金等調整前四半期純利益	2,877	2,612	1,392	751
四半期純利益	1,663	1,904	759	650
与信関係費用総額(△は費用) *	△703	△1,164	△1,898	△2,544

* 与信関係費用総額=信託勘定与信関係費用(連結業務粗利益内)+一般貸倒引当金繰入額+与信関係費用(臨時損益内)+偶発損失引当金戻入益(与信関連)(△は費用)

[財政状態の分析]

以下、(2行合算)は、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社の単体数値の単純合算を示しております。

(i) 貸出金(含む信託勘定)

貸出金(含む信託勘定)は、国内店、海外店等の減少を主因に前連結会計年度末比5兆6,387億円減少して79兆3,971億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
貸出金残高(含む信託勘定)	850,359	793,971	△56,387
うち国内店 (除くグループ銀行の持株会社宛貸出金)	660,356	617,481	△42,875
うち住宅ローン	174,673	174,172	△501
うち海外店	116,678	106,259	△10,419
うち国内子会社(アコム)	12,052	11,182	△869
うち国内子会社(三菱UFJニコス)	8,720	7,753	△966
うち海外子会社 (ユニオンバンク・コーポレーション)	43,118	42,413	△704

<参考> 金融再生法開示債権の状況(2行合算+信託勘定)

金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比0.19ポイント上昇し、1.69%となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,942	1,424	△517
危険債権	8,450	8,607	157
要管理債権	3,095	4,127	1,032
開示債権合計(A)	13,487	14,159	671
総与信合計(B)	896,185	834,152	△62,033
開示債権比率(A)／(B)	1.50%	1.69%	0.19%

(ii) 預金(2行合算)

預金(2行合算)は、国内個人預金、海外店が増加しましたが、国内法人預金その他の減少により、前連結会計年度末比9,508億円減少して115兆5,374億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
預金	1,164,882	1,155,374	△9,508
うち国内個人預金	630,453	632,907	2,454
うち国内法人預金その他	445,524	428,447	△17,077
うち海外店	86,323	88,175	1,852

*譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(iii) 有価証券含み損益(その他有価証券評価差額)

株式相場の下落により国内株式の含み益が悪化したことから、有価証券の含み損益(その他有価証券評価差額)は、前連結会計年度末比1,153億円減少して6,973億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
有価証券含み損益	8,127	6,973	△1,153
国内株式	6,817	879	△5,938
国内債券	1,171	3,536	2,365
その他	138	2,557	2,419

[セグメント別の状況]

当第2四半期連結会計期間においては、(株)三菱東京UFJ銀行で1,886億円、三菱UFJ信託銀行(株)で195億円の利益となりましたが、三菱UFJ証券ホールディングス(株)で33億円、コンシューマーファイナンス子会社で530億円の損失となりました。

[国内・海外別収支]

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支・信託報酬・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は、国内が8,067億円で前年同期比366億円の増益、海外が2,054億円で前年同期比309億円の減益となった結果、国内及び海外の合計では、9,601億円で前年同期比203億円の増益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	414,543	173,035	27,664	559,914
	当第2四半期連結会計期間	389,838	144,318	26,495	507,660
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	556,986	245,251	71,800	730,436
	当第2四半期連結会計期間	499,000	211,766	71,068	639,699
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	142,442	72,215	44,135	170,522
	当第2四半期連結会計期間	109,162	67,448	44,572	132,038
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	26,373	3,201	1,516	28,058
	当第2四半期連結会計期間	25,156	2,886	1,615	26,427
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	250,172	43,981	34,326	259,827
	当第2四半期連結会計期間	224,232	41,494	15,682	250,043
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	307,273	51,699	60,694	298,278
	当第2四半期連結会計期間	296,617	51,624	59,406	288,835
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	57,100	7,718	26,367	38,451
	当第2四半期連結会計期間	72,385	10,130	43,724	38,792
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	73,817	16,019	6,705	83,131
	当第2四半期連結会計期間	65,231	3,410	6,535	62,106
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	73,817	17,076	7,762	83,131
	当第2四半期連結会計期間	65,116	3,515	7,049	61,582
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	1,056	1,056	—
	当第2四半期連結会計期間	△115	105	513	△523
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	5,145	158	△3,524	8,827
	当第2四半期連結会計期間	102,259	13,381	1,776	113,864
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	71,200	39,720	23,049	87,871
	当第2四半期連結会計期間	137,150	29,122	14,556	151,716
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	66,055	39,562	26,573	79,043
	当第2四半期連結会計期間	34,891	15,740	12,780	37,851

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別役務取引の状況]

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が2,966億円で前年同期比106億円の減収、役務取引等費用が723億円で前年同期比152億円増加した結果、役務取引等収支は前年同期比259億円減少して2,242億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が516億円で前年同期比75百万円の減収、役務取引等費用が101億円で前年同期比24億円増加した結果、役務取引等収支では、前年同期比24億円減少して414億円となりました。

この結果、国内及び海外の役務取引等収支合計では、前年同期比97億円減少して2,500億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	307,273	51,699	60,694	298,278
	当第2四半期連結会計期間	296,617	51,624	59,406	288,835
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	39,686	2,687	663	41,710
	当第2四半期連結会計期間	38,839	2,665	432	41,072
うちその他 商業銀行業務	前第2四半期連結会計期間	64,082	31,154	8,042	87,193
	当第2四半期連結会計期間	57,653	33,214	8,342	82,525
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	19,261	—	1,969	17,291
	当第2四半期連結会計期間	19,182	—	1,592	17,590
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	27,792	2,687	8,360	22,119
	当第2四半期連結会計期間	27,385	2,367	9,490	20,262
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	37,969	9,730	6,045	41,654
	当第2四半期連結会計期間	32,614	7,130	557	39,187
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	57,100	7,718	26,367	38,451
	当第2四半期連結会計期間	72,385	10,130	43,724	38,792
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	8,282	305	38	8,549
	当第2四半期連結会計期間	7,671	368	21	8,018

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別特定取引の状況]

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の国内の特定取引は、特定取引収益が651億円で前年同期比87億円の減収、特定取引費用が△1億円で前年同期比1億円減少した結果、特定取引収支は前年同期比85億円減少して652億円となりました。海外の特定取引は、特定取引収益が35億円で前年同期比135億円の減収、特定取引費用が1億円で前年同期比9億円減少した結果、特定取引収支では、前年同期比126億円減少して34億円となりました。

この結果、国内及び海外の特定取引収支合計では、前年同期比210億円減少して621億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	73,817	17,076	7,762	83,131
	当第2四半期連結会計期間	65,116	3,515	7,049	61,582
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	33,094	29,791	724	62,161
	当第2四半期連結会計期間	29,558	3,630	△138	33,327
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	△923	△99	9	△1,032
	当第2四半期連結会計期間	1,883	414	123	2,174
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結会計期間	38,740	△12,615	7,006	19,118
	当第2四半期連結会計期間	32,311	△529	7,061	24,720
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	2,906	△0	21	2,884
	当第2四半期連結会計期間	1,363	—	2	1,361
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	1,056	1,056	—
	当第2四半期連結会計期間	△115	105	513	△523
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△74	△1	△75	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	9	9	—
	当第2四半期連結会計期間	△218	△181	123	△523
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結会計期間	—	1,047	1,047	—
	当第2四半期連結会計期間	177	286	464	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	1	1	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別預金残高の状況]

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	105,274,664	17,851,471	1,082,412	122,043,723
	平成22年9月30日	106,738,945	16,709,082	1,179,313	122,268,713
うち流動性預金	平成21年9月30日	57,461,257	7,589,393	412,066	64,638,584
	平成22年9月30日	61,972,582	7,291,805	176,093	69,088,293
うち定期性預金	平成21年9月30日	42,252,965	10,115,918	645,253	51,723,630
	平成22年9月30日	39,746,319	9,276,745	943,760	48,079,304
うちその他	平成21年9月30日	5,560,442	146,159	25,092	5,681,509
	平成22年9月30日	5,020,043	140,530	59,459	5,101,114
譲渡性預金	平成21年9月30日	5,890,799	4,328,381	633,510	9,585,670
	平成22年9月30日	6,226,960	5,704,086	764,330	11,166,716
総合計	平成21年9月30日	111,165,463	22,179,852	1,715,922	131,629,393
	平成22年9月30日	112,965,905	22,413,168	1,943,643	133,435,430

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別貸出金残高の状況]

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	69,379,175	100.00	62,807,548	100.00
製造業	10,409,735	15.00	9,263,814	14.75
建設業	1,351,941	1.95	1,116,171	1.78
卸売業、小売業	6,960,306	10.03	6,459,260	10.28
金融業、保険業	5,693,757	8.21	4,945,515	7.87
不動産業、物品賃貸業	12,003,428	17.30	11,181,670	17.80
各種サービス業	3,487,930	5.03	3,169,484	5.05
その他	29,472,073	42.48	26,671,632	42.47
海外及び特別国際金融取引勘定分	18,652,867	100.00	16,446,944	100.00
政府等	303,023	1.63	319,285	1.94
金融機関	2,610,242	13.99	2,521,724	15.33
その他	15,739,600	84.38	13,605,933	82.73
合計	88,032,042	—	79,254,492	—

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,620,896	2,137,439
	うち非累積的永久優先株(注1)	320,000	195,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,897,919	2,174,244
	利益剰余金	4,238,262	4,666,196
	自己株式(△)	5,927	6,439
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	81,859	93,874
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△190,502	△308,345
	新株予約権	5,429	6,168
	連結子法人等の少数株主持分	2,071,338	2,210,164
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	1,601,059	1,538,413
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	539,540	476,065
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	92,223	48,751
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△)	22,371	17,739
	期待損失額が適格引当金を 上回る額の50%相当額(△)	7,030	48,833
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	8,894,389	10,194,163
	繰延税金資産の控除金額(△)(注2)	—	—
計 (A)	8,894,389	10,194,163	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注3)	1,088,659	1,031,013	

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	185,121	296,549
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	151,329	148,598
	一般貸倒引当金	295,636	221,905
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	3,751,500	3,323,694
	うち永久劣後債務(注4)	350,823	292,929
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	3,400,676	3,030,765
	計	4,383,587	3,990,747
	うち自己資本への算入額 (B)	4,383,587	3,990,747
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注6) (D)	329,043	763,242
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	12,948,933	13,421,668
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	75,355,424	65,569,376
	オフ・バランス取引等項目	14,546,889	13,776,555
	信用リスク・アセットの額 (F)	89,902,313	79,345,931
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	1,777,636	1,973,326
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	142,210	157,866
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	5,688,320	6,735,102
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	455,065	538,808
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	97,368,270	88,054,360	
連結自己資本比率(第一基準)=(E)/(L)×100(%)		13.29%	15.24%
(参考)Tier 1 比率=(A)/(L)×100(%)		9.13%	11.57%

(注) 1 第一回第三種優先株式について、平成22年4月1日に、100,000,000株を1株あたり2,500円で取得・消却しております。その結果、平成22年9月30日の資本金および資本準備金に含まれる非累積的永久優先株の金額は3,900億円であり、「資本金うち非累積的永久優先株」の欄には、非累積的永久優先株の半額を記載しております。

2 平成21年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は819,828百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,778,877百万円であります。

また、平成22年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は451,353百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,038,832百万円であります。

3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(第一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社10社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

	[1]
① 発行体	MTFG Capital Finance Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成17年8月24日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 一定の場合を除き、当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部支払われない。 配当可能金額の制限 (1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)及び(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 配当停止条件	上記「⑦ 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) MTFG Capital Finance Limitedの発行する優先出資証券につきましては、平成23年1月25日付で全額償還する予定となっております。

	[2]
① 発行体	MUFG Capital Finance 1 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[3]
① 発行体	MUFG Capital Finance 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[4]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 3 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,200億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[5]
① 発行体	MUFG Capital Finance 4 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[6]
① 発行体	MUFG Capital Finance 5 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[7]
① 発行体	MUFG Capital Finance 6 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成19年12月13日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[8]
① 発行体	MUFG Capital Finance 7 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[9]
① 発行体	MUFG Capital Finance 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	900億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[9]
① 発行体	MUFG Capital Finance 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成26年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成26年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	74億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[10]
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[10]
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,100億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[10]
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズC 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成27年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成27年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、特定取引資産の増加などにより、前第2四半期連結会計期間比3,013億円収入が減少して、4兆8,111億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の減少などにより、前第2四半期連結会計期間比1,714億円支出が減少して、4兆8,007億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主からの払込みによる収入が減少したことなどにより、前第2四半期連結会計期間比2,563億円支出が増加して、1,763億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は前第2四半期連結会計期間末比7,510億円減少して3兆7,458億円となりました。

(3) 事業部門別収益

当中間連結会計期間の内部管理上の区分けを基準とした事業部門別収益状況は、次のとおりであります。

[各事業部門の主な担当業務]

リテール連結事業本部	: 国内の個人に対する金融サービスの提供
法人連結事業本部	: 国内及び海外の企業に対する金融サービスの提供
受託財産連結事業本部	: 企業年金、公的年金、公的資金、投資信託等の各種資金に関する資産運用・管理サービスの提供
市場部門	: 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引及び流動性管理・資金繰り管理
UNBC	: UnionBanCal Corporation(米国Union Bank, N.A. を子会社として保有する持株会社)

	リテール連結事業本部 (億円)	法人連結事業本部				受託財産連結事業本部 (億円)	市場部門 (億円)	その他部門 (億円)	合計 (億円)
		合計 (億円)	うち国内 (億円)	うち海外 (億円)	うちUNBC (億円)				
業務粗利益	6,818	7,684	4,688	2,996	1,412	780	3,695	△177	18,799
経費等	4,761	4,465	2,522	1,942	910	487	295	797	10,805
営業純益(注)	2,057	3,219	2,166	1,053	502	293	3,400	△975	7,994

(注) 連結業務純益の内部取引消去等連結調整前の計数(子会社からの配当収入のみ消去)です。社内管理のために算出した損益であり、財務会計上の損益とは一致しません。

(4) 対処すべき課題

平成22年度は、平成21年度にスタートさせた中期経営計画の折り返しに当たり、危機対応として経営基盤を再構築するフェーズから、持続的成長を実現するフェーズへの橋渡しとなる重要な年であります。一層の効率化に努めつつ健全性を維持した上で、一段の利益成長を目指すとともに、株主還元の充実に努めるよう、以下を重点課題として取り組んでまいります。

(成長戦略の推進)

当社グループでは、上述の通り、リテール・法人・受託財産を「主要3事業」と位置づけ、持株会社に設置した連結事業本部が業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、成長戦略を推進いたします。

リテール事業では、お客さまのライフステージに合わせて資産運用、相続・不動産、借入れなどの様々なニーズにお応えする商品を提供してまいります。

法人事業では、モルガン・スタンレーとのグローバルな協働を推進し、国内の証券会社統合によるシナジーの早期実現を目指すなど、CIB戦略を強力に推進します。また、欧米や成長期待の高いアジアにおいてはM&A戦略を含めてビジネスの拡大を目指します。

受託財産事業では、グループ内連携や商品開発の強化を通じて受託残高の増強を図るとともに、グローバルな運用機関としてのプレゼンスの向上にも努めます。

グループ力を結集し、成長フェーズにおける収益力の強化を進めてまいります。

(経営基盤の強化)

経営基盤の強化についても、引き続きしっかりと進めてまいります。

本部組織の簡素化・業務の効率化を図ったうえで本部人員を削減し、営業現場や戦略分野に投入するなど、経費構造の一層の効率化に取り組んでまいります。

また、リスクリターン重視の観点から、引き続き保有株式の削減に努めるとともに、グループベースで信用リスクのコントロールに努めます。

加えて、国際的な自己資本規制改革の動向も踏まえ、自己資本の適切な管理・運営に取り組み、円滑な資金供給に努めてまいります。

(CSR経営の推進・ブランドの強化)

MUFGならではのサービスの提供によりお客さま満足度の向上を図るとともに、CSR(企業の社会的責任)を重視した経営を実践してまいります。このため、当社グループの役職員一人ひとりが、「お客さま起点」、「現場起点」で主体的に考え行動してまいります。

当社グループは、「地球環境問題への対応」、「次世代社会の担い手育成」の2つをCSR活動の重点領域と定めています。特に環境問題については「MUFG環境に関する行動方針」を制定し、具体的な取り組みを進めています。総合金融グループならではの視点に立ち、社会・環境面への取り組みに熱心な企業・個人に必要な資金が供給されるようサポートしていくとともに、お客さまの社会貢献・環境対策に直接結びつく商品・サービスの提供に努めてまいります。

今後とも、「サービスNo.1、信頼度No.1、国際性No.1」をモットーに、広く社会の皆さまから共感・支持をいただけるMUFGブランドの維持・強化に努めてまいります。

(5) 研究開発活動

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第三種優先株式	120,000,000
第1回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第2回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第3回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第4回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第1回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第2回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第3回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第4回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第1回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第2回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第3回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第4回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第十一種優先株式	1,000
計	33,920,001,000

(注) 1 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。

2 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

3 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,150,766,520	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注)3 (注)4
第1回第五種優先株式	156,000,000	同左	—	(注)3 (注)5
第十一種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	1,000	同左	—	(注)2 (注)3 (注)6
計	14,306,767,520	同左(注)1	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、平成22年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権(ストックオプション)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

- 2 第十一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。
 - (1) 第十一種優先株式には取得価額の下方修正条項が付されており、普通株式の株価の下落により第十一種優先株式の取得価額が下方に修正された場合には、これにより当該優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加します。ただし、提出日現在の取得価額は、下記(3)に記載の下限取得価額である865円90銭であるため、以後取得価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することはありません。
 - (2) 取得価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準
毎年7月15日(決定日)に終了する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)
 - ② 修正の頻度
1年に1度(平成18年8月1日以降平成25年8月1日までの毎年8月1日)
 - (3) 取得価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 取得価額の下限
865円90銭
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限1,160株(提出日現在の普通株式の発行済株式総数の0.00%)
 - (4) 当社の決定による第十一種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
 - (5) 第十一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容
上記の事項に関する取決めはありません。
 - (6) 当社の株券の売買に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容
上記の事項に関する取決めはありません。
- 3 財務政策上の柔軟性を確保するために、異なる内容の株式として普通株式および複数の種類の優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式および優先株式のそれぞれにつき100株であります。
- 4 議決権を有しております。
- 5 第1回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 優先配当金
 - ① 優先配当金
毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第五種優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
 - (2) 優先中間配当金
中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の優先中

間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

6 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十一種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り

上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

③ 取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、918,700円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成21年12月25日付で取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 865円90銭

調整後下限取得価額 865円90銭

(8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成19年11月21日 取締役会決議	
第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	11,823
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,182,300
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成19年12月6日～平成49年12月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1株当たり1,033円 ② 資本組入額 1株当たり517円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役については、当該会社の監査役としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成20年 6 月 27 日 取締役会決議	
	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月 30 日)
新株予約権の数(個)	18, 449
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1, 844, 900
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株 予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月 15 日～平成50年 7 月 14 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格および資本組入額	① 発行価格 1 株当たり924円 ② 資本組入額 1 株当たり462円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ 信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールデ ィングス株式会社の取締役または執行役員の地位に基 づき割当てを受けた新株予約権については、当該会 社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UF J信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールデ ィングス株式会社の監査役の地位に基づき割当てを 受けた新株予約権については、当該会社の監査役の 地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使で きる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限 る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分 割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは 株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限 る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」とい う。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生 日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新 設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収 分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割 につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換に つき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転 につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以 下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、 「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者 に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項 第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編 成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付す ることとする。この場合においては、残存新株予約権 は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行 するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成 対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契 約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株 式交換契約または株式移転計画において定めることを 条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同 一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の 種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の 数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定め る内容に準じて決定する。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。)
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成21年 6月26日 取締役会決議	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年 9月30日)
新株予約権の数(個)	40,566
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,056,600
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年 7月14日～平成51年 7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1株当たり488円 ② 資本組入額 1株当たり244円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。)
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成22年 6 月 29 日 取締役会決議	
	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月 30 日)
新株予約権の数(個)	79,118
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,911,800
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株 予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年 7 月 16 日～平成52年 7 月 15 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1 株当たり 367 円 ② 資本組入額 1 株当たり 184 円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ 信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディング ス株式会社または三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社の取締役または執行役員の地位に基づ き割当てを受けた新株予約権については、当該会社 の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失し た日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信 託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社または三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた 新株予約権については、当該会社の監査役の地位を 喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限 る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分 割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは 株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限 る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」とい う。)をする場合において、組織再編成行為の効力発 生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、 新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸 収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分 割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換 につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移 転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。 以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、 「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者 に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項 第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編 成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付す ることとする。この場合においては、残存新株予約権 は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行 するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成 対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契 約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株 式交換契約または株式移転計画において定めることを 条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同 一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の 種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の 数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定め る内容に準じて決定する。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第十一種優先株式

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日 (注)	1,620,700	14,306,767,520	603	2,137,439	603	2,137,456

(注) 新株予約権(ストックオプション)の行使によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	897,905,600	6.27
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	676,788,100	4.73
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	325,603,153	2.27
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン アズ デポジタリ ー バンク フォー デポジタ リー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U. S. A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	277,662,912	1.94
SSBT OD05 OMNIB US ACCOUNT - TR EATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	236,557,950	1.65
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	227,505,100	1.59
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	212,941,148	1.48
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	175,000,000	1.22
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	171,185,671	1.19
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	149,263,153	1.04
計		3,350,412,787	23.41

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ
は、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

なお、所有株式に係る議決権数の多い上位10名は、以下のとおりであります。

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,979,056	6.35
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,767,881	4.78
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,856,031	2.02
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン アズ デポジタリ ー バンク フォー デポジタ リー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	2,776,629	1.96
SSBT OD05 OMNIB US ACCOUNT - TR EATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	2,365,579	1.67
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,275,051	1.60
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	2,129,411	1.50
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,750,000	1.23
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	1,492,631	1.05
ザ チューズ マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,477,073	1.04
計		32,869,342	23.26

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ
は、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第五種優先株式 156,000,000 第十一種優先株式 1,000	— —	1 [株式等の状況] の(1) [株式の総数等] に記載し ております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 44,700	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 13,812,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,131,256,400	141,312,564	—
単元未満株式	普通株式 5,652,620	—	—
発行済株式総数	14,306,767,520	—	—
総株主の議決権	—	141,312,564	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、実質的に保有していない子会社名義の株式29,700株(議決権297個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	44,700	—	44,700	0.00
(相互保有株式) アコム株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目1番1号	12,197,200	—	12,197,200	0.08
三菱UFJ証券ホールディ ングス株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	616,700	—	616,700	0.00
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	286,700	—	286,700	0.00
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷 三丁目33番5号	285,000	—	285,000	0.00
株式会社大正銀行	大阪府中央区今橋 二丁目5番8号	274,400	—	274,400	0.00
モルガン・スタンレー MUFJ証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿 四丁目20番3号	114,000	—	114,000	0.00
アイ・アール債権回収 株式会社	東京都千代田区麴町 三丁目4番地	35,000	—	35,000	0.00
ヤマガタ食品株式会社	静岡県沼津市双葉町 9-11-13	3,800	—	3,800	0.00
計	—	13,857,500	—	13,857,500	0.09

(注) 株主名簿上は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社株式累積投資口、三菱UFJ証券株式会社(平成22年4月1日に三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に商号変更)、三菱UFJニコス株式会社およびUFJつばさ証券株式会社(平成17年10月1日に三菱UFJ証券株式会社に商号変更、三菱UFJ証券株式会社は、平成22年4月1日に三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に商号変更)の各名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が、それぞれ27,400株、900株、800株および600株あります。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	520	480	449	440	439	424
最低(円)	483	435	399	396	399	386

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役	取締役副社長(代表取締役)	大森 京太	平成22年9月30日
取締役副社長(代表取締役)	取締役	平野 信行	平成22年10月1日

第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 7,779,378	※7 7,078,204	※7 7,495,050
コールローン及び買入手形	399,726	264,824	482,546
買現先勘定	※2 3,363,764	※2 5,145,071	※2 3,559,309
債券貸借取引支払保証金	※2 5,845,064	※2 3,726,110	※2 5,770,044
買入金銭債権	※7 3,168,282	※7 2,772,983	※7 2,967,002
特定取引資産	※7 17,678,766	※7 19,641,615	※7 16,448,683
金銭の信託	341,589	355,375	362,789
有価証券	※1, ※2, ※7, ※17 57,384,396	※1, ※2, ※7, ※17 70,053,103	※1, ※2, ※7, ※17 63,964,461
投資損失引当金	△31,916	—	—
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 88,032,042	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 79,254,492	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 84,880,603
外国為替	※2 955,397	※2 1,115,983	※2 1,051,325
その他資産	※7 6,604,604	※7 7,317,601	※7 6,416,721
有形固定資産	※7, ※9, ※10 1,399,983	※9, ※10 1,347,135	※9, ※10, ※11 1,357,449
無形固定資産	※7, ※14 1,164,879	※14 1,111,453	※14 1,152,606
繰延税金資産	856,257	513,542	646,495
支払承諾見返	9,114,298	7,912,172	8,889,771
貸倒引当金	※15 △1,254,412	※15 △1,228,802	※15 △1,337,922
資産の部合計	202,802,103	206,380,869	204,106,939
負債の部			
預金	※7 122,043,723	※7 122,268,713	※7 123,891,946
譲渡性預金	9,585,670	11,166,716	11,019,571
コールマネー及び売渡手形	※7 2,537,568	※7 1,957,916	※7 1,907,366
売現先勘定	※7 12,787,963	※7 14,059,313	※7 11,843,211
債券貸借取引受入担保金	※7 3,947,901	※7 3,415,092	※7 3,632,170
コマーシャル・ペーパー	※7 88,759	152,654	196,929
特定取引負債	※7 9,380,537	※7 12,885,221	※7 9,894,186
借入金	※2, ※7, ※12 6,645,428	※2, ※7, ※12 6,537,783	※2, ※7, ※12 6,235,917
外国為替	※2 865,759	※2 698,579	※2 704,233
短期社債	326,401	481,065	480,545
社債	※7, ※13 6,947,086	※7, ※13 6,490,425	※7, ※13 7,022,868
信託勘定借	1,762,003	1,488,794	1,559,765
その他負債	※7 6,197,848	※7 4,929,588	※7 4,933,405
賞与引当金	50,177	46,954	52,278
役員賞与引当金	340	309	751
退職給付引当金	86,252	60,861	61,821
役員退職慰労引当金	1,568	1,330	1,523
ポイント引当金	10,661	10,544	8,717
偶発損失引当金	244,801	232,389	239,224
特別法上の引当金	3,094	2,229	3,098
繰延税金負債	36,429	62,189	39,210
再評価に係る繰延税金負債	※9 192,194	※9 188,057	※9 188,963
支払承諾	※7 9,114,298	※7 7,912,172	※7 8,889,771
負債の部合計	192,856,471	195,048,904	192,807,479

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	1,620,896	2,137,439	2,136,582
資本剰余金	1,897,919	2,174,244	2,423,322
利益剰余金	4,238,262	4,666,196	4,405,512
自己株式	△5,927	△6,439	△6,633
株主資本合計	7,751,150	8,971,439	8,958,783
その他有価証券評価差額金	126,439	282,459	403,490
繰延ヘッジ損益	108,093	77,037	92,402
土地再評価差額金	※9 144,093	※9 142,161	※9 142,848
為替換算調整勘定	△190,502	△308,345	△254,800
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△53,647	△34,129	△36,930
評価・換算差額等合計	134,476	159,183	347,011
新株予約権	5,429	6,168	6,451
少数株主持分	2,054,575	2,195,173	1,987,213
純資産の部合計	9,945,632	11,331,965	11,299,459
負債及び純資産の部合計	202,802,103	206,380,869	204,106,939

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月30日)
経常収益	2,618,434	2,369,479	5,040,282
資金運用収益	1,500,108	1,277,731	2,846,622
(うち貸出金利息)	1,003,524	821,715	1,885,962
(うち有価証券利息配当金)	304,769	310,462	613,087
信託報酬	52,456	50,521	103,872
役務取引等収益	572,542	553,917	1,145,376
特定取引収益	167,472	129,992	259,770
その他業務収益	209,473	270,432	414,726
その他経常収益	※1 116,381	※1 86,884	※1 269,913
経常費用	2,385,386	1,827,425	4,494,585
資金調達費用	385,012	268,475	669,612
(うち預金利息)	173,396	113,736	307,829
役務取引等費用	79,387	79,670	155,570
その他業務費用	224,521	63,812	344,951
営業経費	1,111,730	1,051,900	2,183,740
その他経常費用	※2 584,735	※2 363,566	※2 1,140,710
経常利益	233,047	542,053	545,697
特別利益	36,705	40,580	133,950
固定資産処分益	5,331	1,235	8,535
償却債権取立益	24,804	33,707	65,048
金融商品取引責任準備金取崩額	244	868	241
投資損失引当金戻入益	5,026	—	34,475
その他の特別利益	1,297	4,769	25,650
特別損失	55,378	33,635	82,915
固定資産処分損	14,348	4,334	22,435
減損損失	10,097	4,854	17,813
のれん償却額	※3 27,918	—	※3 27,918
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	24,447	—
その他の特別損失	3,012	—	14,747
税金等調整前中間純利益	214,374	548,998	596,732
法人税、住民税及び事業税	50,242	47,664	101,063
法人税等還付税額	△16,090	—	△19,099
法人税等調整額	8,442	137,156	68,995
法人税等合計	42,593	184,820	150,959
少数株主損益調整前中間純利益		364,177	
少数株主利益	30,832	7,401	57,038
中間純利益	140,948	356,775	388,734

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,620,896	2,136,582	1,620,896
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	515,662
新株の発行（新株予約権の行使）	—	856	23
当中間期変動額合計	—	856	515,686
当中間期末残高	1,620,896	2,137,439	2,136,582
資本剰余金			
前期末残高	1,898,031	2,423,322	1,898,031
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	525,375
新株の発行（新株予約権の行使）	—	856	23
自己株式の処分	△32	65	△29
自己株式の消却	—	△250,000	—
持分法の適用範囲の変動	△78	—	△78
当中間期変動額合計	△111	△249,077	525,290
当中間期末残高	1,897,919	2,174,244	2,423,322
利益剰余金			
前期末残高	4,168,625	4,405,512	4,168,625
当中間期変動額			
剰余金の配当	△67,879	△96,779	△149,660
中間純利益	140,948	356,775	388,734
土地再評価差額金の取崩	△1,591	687	△345
持分法の適用範囲の変動	△1,840	—	△1,840
当中間期変動額合計	69,637	260,683	236,887
当中間期末残高	4,238,262	4,666,196	4,405,512
自己株式			
前期末残高	△6,867	△6,633	△6,867
当中間期変動額			
自己株式の取得	△34	△250,014	△1,124
自己株式の処分	974	207	1,358
自己株式の消却	—	250,000	—
当中間期変動額合計	939	193	234
当中間期末残高	△5,927	△6,439	△6,633
株主資本合計			
前期末残高	7,680,685	8,958,783	7,680,685
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	1,041,037
新株の発行（新株予約権の行使）	—	1,713	47
剰余金の配当	△67,879	△96,779	△149,660
中間純利益	140,948	356,775	388,734
自己株式の取得	△34	△250,014	△1,124
自己株式の処分	941	273	1,328
自己株式の消却	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△1,591	687	△345
持分法の適用範囲の変動	△1,919	—	△1,919
当中間期変動額合計	70,465	12,656	1,278,097
当中間期末残高	7,751,150	8,971,439	8,958,783

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△776,397	403,490	△776,397
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	902,836	△121,031	1,179,887
当中間期変動額合計	902,836	△121,031	1,179,887
当中間期末残高	126,439	282,459	403,490
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	111,001	92,402	111,001
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,907	△15,364	△18,598
当中間期変動額合計	△2,907	△15,364	△18,598
当中間期末残高	108,093	77,037	92,402
土地再評価差額金			
前期末残高	142,502	142,848	142,502
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,591	△687	346
当中間期変動額合計	1,591	△687	346
当中間期末残高	144,093	142,161	142,848
為替換算調整勘定			
前期末残高	△302,352	△254,800	△302,352
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	111,849	△53,545	47,552
当中間期変動額合計	111,849	△53,545	47,552
当中間期末残高	△190,502	△308,345	△254,800
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額			
前期末残高	△51,822	△36,930	△51,822
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,825	2,800	14,891
当中間期変動額合計	△1,825	2,800	14,891
当中間期末残高	△53,647	△34,129	△36,930
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△877,067	347,011	△877,067
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,011,543	△187,827	1,224,079
当中間期変動額合計	1,011,543	△187,827	1,224,079
当中間期末残高	134,476	159,183	347,011
新株予約権			
前期末残高	4,650	6,451	4,650
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	778	△282	1,800
当中間期変動額合計	778	△282	1,800
当中間期末残高	5,429	6,168	6,451
少数株主持分			
前期末残高	1,762,372	1,987,213	1,762,372
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	292,203	207,959	224,840
当中間期変動額合計	292,203	207,959	224,840
当中間期末残高	2,054,575	2,195,173	1,987,213

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	8,570,641	11,299,459	8,570,641
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	1,041,037
新株の発行（新株予約権の行使）	—	1,713	47
剰余金の配当	△67,879	△96,779	△149,660
中間純利益	140,948	356,775	388,734
自己株式の取得	△34	△250,014	△1,124
自己株式の処分	941	273	1,328
自己株式の消却	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△1,591	687	△345
持分法の適用範囲の変動	△1,919	—	△1,919
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,304,525	19,849	1,450,720
当中間期変動額合計	1,374,990	32,505	2,728,818
当中間期末残高	9,945,632	11,331,965	11,299,459

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	214,374	548,998	596,732
減価償却費	117,637	117,955	239,191
減損損失	10,097	4,854	17,813
のれん償却額	45,104	15,787	60,787
負ののれん償却額	△1,881	△795	△3,071
持分法による投資損益 (△は益)	△1,703	7,879	△2,614
貸倒引当金の増減 (△)	67,228	△101,453	175,123
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△5,073	—	△34,506
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,726	△5,132	10,135
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	187	△428	599
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△10,580	△143	△24,253
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△390	△193	△162
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	1,806	1,826	△85
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△33,530	△6,178	△38,352
資金運用収益	△1,500,108	△1,277,731	△2,846,622
資金調達費用	385,012	268,475	669,612
有価証券関係損益 (△)	△38,226	△143,399	△82,368
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	3,912	104	3,737
為替差損益 (△は益)	613,611	1,082,047	416,688
固定資産処分損益 (△は益)	9,017	3,098	13,900
特定取引資産の純増 (△) 減	526,079	△3,502,582	1,305,643
特定取引負債の純増減 (△)	△1,143,448	3,158,015	△245,739
約定済未決済特定取引調整額	889,469	454,141	107,896
貸出金の純増 (△) 減	4,458,023	5,401,839	5,598,759
預金の純増減 (△)	1,537,449	△1,495,983	5,542,593
譲渡性預金の純増減 (△)	1,999,571	159,398	3,460,182
借入金 (劣後特約借入金を除く) の純増減 (△)	△948,923	267,843	△1,243,393
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	△727,768	16,954	△836,674
コールローン等の純増 (△) 減	△124,883	△1,403,355	△549,033
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	967,877	2,017,884	1,034,614
コールマネー等の純増減 (△)	432,662	2,652,053	△735,070
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	△59,046	△36,534	54,124
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△336,329	△193,235	△570,270
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	106,574	△64,081	6,385
外国為替 (負債) の純増減 (△)	60,432	△6,481	△100,951
短期社債 (負債) の純増減 (△)	2,442	520	156,585
普通社債発行及び償還による増減 (△)	225,957	△30,389	372,531
信託勘定借の純増減 (△)	△36,220	△70,971	△238,458
資金運用による収入	1,588,087	1,307,452	2,934,191
資金調達による支出	△399,023	△291,365	△703,605
その他	103,127	△174,650	175,766
小計	9,005,334	8,682,045	14,698,363
法人税等の支払額	△58,239	△63,428	△128,828
法人税等の還付額	20,447	12,503	31,532
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,967,542	8,631,120	14,601,067

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△76,686,421	△58,441,488	△135,630,829
有価証券の売却による収入	42,792,080	26,328,459	74,477,318
有価証券の償還による収入	25,320,038	24,157,270	45,759,986
金銭の信託の増加による支出	△309,814	△288,809	△942,373
金銭の信託の減少による収入	290,055	297,681	948,040
有形固定資産の取得による支出	△64,008	△28,340	△107,869
無形固定資産の取得による支出	△89,160	△68,955	△176,498
有形固定資産の売却による収入	5,366	10,594	18,616
無形固定資産の売却による収入	11	120	1,394
事業譲受による支出	△4,267	△57,388	△4,267
子会社株式の取得による支出	△202	—	△2,509
子会社株式の売却による収入	170	—	33,270
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	—	△10
その他	—	△641	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,746,150	△8,091,496	△15,625,731
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	78,000	53,000	78,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△315,500	△75,500	△315,500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	475,000	126,776	577,182
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△185,398	△549,277	△285,399
株式の発行による収入	—	—	1,041,037
少数株主からの払込みによる収入	370,030	50	370,055
優先株式等の償還等による支出	△130,000	—	△135,000
配当金の支払額	△67,777	△96,605	△149,406
少数株主への配当金の支払額	△34,789	△45,211	△77,942
少数株主への払戻による支出	△206	—	△217
自己株式の取得による支出	△20	△250,011	△245
自己株式の売却による収入	935	2	978
子会社の自己株式の取得による支出	△1,288	△1,317	△1,288
子会社の自己株式の処分による収入	80	8	80
その他	0	2	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	189,066	△838,084	1,102,334
現金及び現金同等物に係る換算差額	54,387	△66,003	20,015
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	464,846	△364,463	97,686
現金及び現金同等物の期首残高	4,032,013	4,110,281	4,032,013
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	—	△19,418
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 4,496,860	※1 3,745,817	※1 4,110,281

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 249社 主要な会社名 株式会社三菱東京UF J銀行 三菱UFJ信託銀行株 式会社 三菱UFJ証券株式会 社 株式会社泉州銀行 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 カブドットコム証券株 式会社 三菱UFJメリルリン チPB証券株式会社 三菱UFJニコス株式 会社 アコム株式会社 株式会社日本ビジネス リース 三菱UFJファクター 株式会社 三菱UFJリサーチ& コンサルティング株 式会社 エム・ユー・フロンテ ィア債権回収株式会 社 三菱UFJキャピタル 株式会社 国際投信投資顧問株式 会社 三菱UFJ投信株式会 社 エム・ユー投資顧問株 式会社 三菱UFJ不動産販売 株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd. Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U.S.A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International	(1) 連結子会社 239社 主要な会社名 株式会社三菱東京UF J銀行 三菱UFJ信託銀行株 式会社 三菱UFJ証券ホール ディングス株式会社 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式 会社 カブドットコム証券株 式会社 三菱UFJメリルリン チPB証券株式会社 三菱UFJニコス株式 会社 アコム株式会社 株式会社日本ビジネス リース 三菱UFJファクター 株式会社 三菱UFJリサーチ& コンサルティング株 式会社 エム・ユー・フロンテ ィア債権回収株式会 社 三菱UFJキャピタル 株式会社 国際投信投資顧問株式 会社 三菱UFJ投信株式会 社 エム・ユー投資顧問株 式会社 三菱UFJ不動産販売 株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd. Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U.S.A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. PT. Bank Nusantara Parahyangan, Tbk. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc.	(1) 連結子会社 236社 主要な会社名 株式会社三菱東京UF J銀行 三菱UFJ信託銀行株 式会社 三菱UFJ証券株式会 社 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 カブドットコム証券株 式会社 三菱UFJメリルリン チPB証券株式会社 三菱UFJニコス株式 会社 アコム株式会社 株式会社日本ビジネス リース 三菱UFJファクター 株式会社 三菱UFJリサーチ& コンサルティング株 式会社 エム・ユー・フロンテ ィア債権回収株式会 社 三菱UFJキャピタル 株式会社 国際投信投資顧問株式 会社 三菱UFJ投信株式会 社 エム・ユー投資顧問株 式会社 三菱UFJ不動産販売 株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd. Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U.S.A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. PT. Bank Nusantara Parahyangan, Tbk. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International Limited

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
	<p>Limited Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance なお、MUFG Capital Finance 9 Limited他1 社は、新規設立により、 当中間連結会計期間より 連結の範囲に含めており ます。 また、株式会社DCキ ャッシュワン他8社は、 合併、清算により消滅し たため、当中間連結会計 期間より連結の範囲から 除いております。</p> <p>(2) 非連結子会社 MU Japan Fund PLC 非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間純 損益(持分に見合う額)及 び利益剰余金(持分に見 合う額)等からみて、連 結の範囲から除いても企 業集団の財政状態及び経 営成績に関する合理的な 判断を妨げない程度に重 要性が乏しいため、連結 の範囲から除いております。</p>	<p>Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance なお、MMパートナ シップ他6社は、新規設 立等により、当中間連結 会計期間より連結の範囲 に含めております。 また、UFJ Preferred Capital 1 Limited他3 社は、清算、合併により 消滅したため、当中間連 結会計期間より連結の範 围から除いております。 三菱UFJ証券株式会 社は、平成22年4月1日 付で会社名を三菱UFJ 証券ホールディングス株 式会社に変更しておりま す。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance なお、MUFG Capital Finance 9 Limited他3 社は、新規設立により、 当連結会計年度より連結 の範囲に含めておりま す。 また、株式会社泉州銀 行他23社は、株式移転に 伴う議決権の所有割合の 低下等により、当連結会 計年度より連結の範囲か ら除いております。 三菱UFJ証券株式会 社は、平成22年4月1日 付で会社名を三菱UFJ 証券ホールディングス株 式会社に変更しておりま す。</p> <p>(2) 非連結子会社 MU Japan Fund PLC 非連結子会社は、その 資産、経常収益、当期純 損益(持分に見合う額)及 び利益剰余金(持分に見 合う額)等からみて、連 結の範囲から除いても企 業集団の財政状態及び経 営成績に関する合理的な 判断を妨げない程度に重 要性が乏しいため、連結 の範囲から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社ハイジア (子会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル 株式会社パトライト ベスタ・フーズ株式会社 ドリームインフィニティ株式会社 日本コンピュータシステム株式会社 (子会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであること、あるいは投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社ハイジア (子会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル 株式会社パトライト ドリームインフィニティ株式会社 日本コンピュータシステム株式会社 (子会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであること、あるいは投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社ハイジア (子会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル 株式会社パトライト ベスタ・フーズ株式会社 ドリームインフィニティ株式会社 日本コンピュータシステム株式会社 (子会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであること、あるいは投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p>① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコスは、まず融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコスは受領します。</p> <p>さらに、三菱UFJニコスは、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等及び優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。</p>	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p>国内信託銀行連結子会社は、保有する金融資産の流動化を目的として、開示対象特別目的会社(1社)を利用しておりますが、重要性が乏しいため、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額等の記載を省略しております。</p>	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																						
	<p>流動化の結果、平成21年9月末において、三菱UFJニコスと取引残高のある特別目的会社は2社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は75百万円、負債総額(単純合算)は11百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>② 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="464 813 762 1191"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高</th> <th colspan="2">主な損益</th> </tr> <tr> <th>(項目)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡した優先受益権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 営業貸付金</td> <td>—</td> <td>売却益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>残存売却代金残高(未収入金)</td> <td>18</td> <td>分配益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>回収サービス業務取引高</td> <td>—</td> <td>回収サービス業務収益</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高	主な損益		(項目)	(金額)	譲渡した優先受益権				営業貸付金	—	売却益	—	残存売却代金残高(未収入金)	18	分配益	—	回収サービス業務取引高	—	回収サービス業務収益	—		
	主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高			主な損益																					
		(項目)	(金額)																						
譲渡した優先受益権																									
営業貸付金	—	売却益	—																						
残存売却代金残高(未収入金)	18	分配益	—																						
回収サービス業務取引高	—	回収サービス業務収益	—																						

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 1社 MU Japan Fund PLC なお、MU Japan Fund PLCは、関連会社からの異動により、当中間連結会計期間より持分法適用の非連結子会社としております。	(1) 持分法適用の非連結子会社 1社 MU Japan Fund PLC	(1) 持分法適用の非連結子会社 1社 MU Japan Fund PLC なお、MU Japan Fund PLCは、関連会社からの異動により、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社としております。 株式会社池田泉州ホールディングス他30社は、株式会社池田銀行と株式会社泉州銀行の共同株式移転による新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。 その後、株式会社池田泉州ホールディングス他1社は、株式売却に伴う議決権の所有割合の低下等により関連会社へ異動したため、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社から除いております。 また、株式会社池田銀行他28社は、株式会社池田泉州ホールディングスの関連会社化に伴う議決権の所有割合の低下により子会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 持分法適用の関連会社 57社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社じぶん銀行 三菱UFJリース株式 会社 東銀リース株式会社 株式会社モビット 株式会社ジャックス 株式会社ジャルカード 三菱総研DCS株式 会社 Dah Sing Financial Holdings Limited Kim Eng Holdings Limited なお、Morgan Stanley MUFG Loan Partners, LLC は、新規設立により、当 中間連結会計期間より持 分法を適用しておりま す。 また、株式会社岐阜銀 行他1社は、議決権の所 有割合の低下等により関 連会社でなくなったた め、当中間連結会計期 間より持分法の対象から 除いております。 MU Japan Fund PLC は、子会社への異動によ り、当中間連結会計期 間より持分法適用の関連 会社から除いております。</p>	<p>(2) 持分法適用の関連会社 65社</p> <p>主要な会社名 株式会社池田泉州ホー ルディングス 株式会社中京銀行 株式会社じぶん銀行 モルガン・スタンレー MUF G証券株式 会社 三菱UFJリース株式 会社 東銀リース株式会社 株式会社モビット 株式会社ジャックス 株式会社ジャルカード 三菱総研DCS株式 会社 Dah Sing Financial Holdings Limited Aberdeen Asset Management PLC Kim Eng Holdings Limited なお、モルガン・スタ ンレーMUF G証券株式 会社他3社は、議決権の 取得等により、当中間連 結会計期間より持分法を 適用しております。 また、株式会社泉州銀 行は、合併により消滅し たため、当中間連結会 計期間より持分法の対 象から除いております。</p>	<p>(2) 持分法適用の関連会社 62社</p> <p>主要な会社名 株式会社池田泉州ホー ルディングス 株式会社中京銀行 株式会社じぶん銀行 三菱UFJリース株式 会社 東銀リース株式会社 株式会社モビット 株式会社ジャックス 株式会社ジャルカード 三菱総研DCS株式 会社 Dah Sing Financial Holdings Limited Aberdeen Asset Management PLC Kim Eng Holdings Limited なお、Aberdeen Asset Management PLC他6社 は、株式取得等により、 当連結会計年度より持 分法を適用しております。 株式会社池田泉州ホー ルディングス他1社は、 株式売却に伴う議決権 の所有割合の低下等によ り子会社から異動した ため、当連結会計年度 より持分法適用の関連 会社としております。 また、株式会社岐阜銀 行他4社は、議決権の 所有割合の低下等によ り関連会社でなくな ったため、当連結会 計年度より持分法の 対象から除いて おります。 MU Japan Fund PLC は、子会社への異動によ り、当連結会計年度 より持分法適用の 関連会社から 除いております。</p>
	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 株式会社池田銀行 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除い ても中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から 除いております。</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除い ても中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から 除いております。</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、当期純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除い ても連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から 除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社シフラ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 株式会社スーパーイン デックス 株式会社 t w o o f i v e 株式会社 S p r i n g 株式会社ストリートデ ザイン マーズ株式会社 株式会社ファーストロ ジック 日本スーパーマップ株 式会社 NBA株式会社 アキュメンバイオフィ ーマ株式会社 株式会社医療情報総合 研究所 株式会社NSCore Centillion II Venture Capital Corporation (関連会社としなかった 理由) ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子会社 が投資育成や事業再生を 図りキャピタルゲイン獲 得を目的等とする営業取 引として株式等を所有し ているのであって、傘下 に入れる目的ではないこ とから、関連会社として 取り扱っておりません。 株式会社両国シティコ ア (関連会社としなかった 理由) 土地信託事業において 受益者のために信託建物 を管理する目的で設立さ れた管理会社であり、傘 下に入れる目的で設立さ れたものではないことか ら、関連会社として取り 扱っておりません。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社シフラ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 株式会社スーパーイン デックス 株式会社 S p r i n g 株式会社レボ・トレ ディング 株式会社ファーストロ ジック 日本スーパーマップ株 式会社 アキュメンバイオフィ ーマ株式会社 株式会社 t w o o f i v e 株式会社医療情報総合 研究所 株式会社NSCore 株式会社エービル 株式会社シンクパワー Beaunet Corporation Limited Centillion II Venture Capital Corporation (関連会社としなかった 理由) ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子会社 が投資育成や事業再生を 図りキャピタルゲイン獲 得を目的等とする営業取 引として株式等を所有し ているのであって、傘下 に入れる目的ではないこ とから、関連会社として 取り扱っておりません。 株式会社両国シティコ ア (関連会社としなかった 理由) 土地信託事業において 受益者のために信託建物 を管理する目的で設立さ れた管理会社であり、傘 下に入れる目的で設立さ れたものではないことか ら、関連会社として取り 扱っておりません。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社シフラ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 株式会社スーパーイン デックス 株式会社 S p r i n g 株式会社ストリートデ ザイン マーズ株式会社 株式会社レボ・トレ ディング 株式会社ファーストロ ジック 日本スーパーマップ株 式会社 アキュメンバイオフィ ーマ株式会社 株式会社 t w o o f i v e 株式会社医療情報総合 研究所 株式会社NSCore Beaunet Corporation Limited Centillion II Venture Capital Corporation (関連会社としなかった 理由) ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子会社 が投資育成や事業再生を 図りキャピタルゲイン獲 得を目的等とする営業取 引として株式等を所有し ているのであって、傘下 に入れる目的ではないこ とから、関連会社として 取り扱っておりません。 株式会社両国シティコ ア (関連会社としなかった 理由) 土地信託事業において 受益者のために信託建物 を管理する目的で設立さ れた管理会社であり、傘 下に入れる目的で設立さ れたものではないことか ら、関連会社として取り 扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																		
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>12月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>137社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>24社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>81社</td></tr> </table> <p>(2) 12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した決算に基づく財務諸表により連結しております。 2月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	12月末日	1社	2月末日	1社	4月末日	1社	6月末日	137社	7月24日	24社	7月末日	1社	8月末日	3社	9月末日	81社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>12月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月1日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>133社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>25社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>73社</td></tr> </table> <p>(2) 12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した決算に基づく財務諸表により連結しております。 2月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 3月1日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	12月末日	1社	2月末日	1社	3月1日	1社	4月末日	1社	6月末日	133社	7月24日	25社	7月末日	1社	8月末日	3社	9月末日	73社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>6月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>131社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>24社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>74社</td></tr> </table> <p>(2) 6月末日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 8月末日を決算日とする連結子会社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月末日	1社	8月末日	1社	10月末日	1社	12月末日	131社	1月24日	24社	1月末日	1社	2月末日	3社	3月末日	74社
12月末日	1社																																																				
2月末日	1社																																																				
4月末日	1社																																																				
6月末日	137社																																																				
7月24日	24社																																																				
7月末日	1社																																																				
8月末日	3社																																																				
9月末日	81社																																																				
12月末日	1社																																																				
2月末日	1社																																																				
3月1日	1社																																																				
4月末日	1社																																																				
6月末日	133社																																																				
7月24日	25社																																																				
7月末日	1社																																																				
8月末日	3社																																																				
9月末日	73社																																																				
6月末日	1社																																																				
8月末日	1社																																																				
10月末日	1社																																																				
12月末日	131社																																																				
1月24日	24社																																																				
1月末日	1社																																																				
2月末日	3社																																																				
3月末日	74社																																																				

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法によっております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(B) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(B) 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分して計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 2年～20年 また、その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 2年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 2年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年から10年）に対応して定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 同左</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,062,559百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は983,081百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は981,866百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	—————	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度末から企業会計基準第19号「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(平成20年7月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p> <p>これによる未認識数理計算上の差異に与える影響は軽微であります。なお、未認識数理計算上の差異は発生の翌連結会計年度から費用処理することとしているため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当社の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当社の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(12) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。	(11) ポイント引当金の計上基準 同左	(12) ポイント引当金の計上基準 同左
	(13) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。偶発損失引当金には、将来の利息返還の請求に備えるために過去の返還実績及び最近の返還状況等を勘案して見積もった必要額を含んでおります。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(13) 偶発損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金3,094百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金2,229百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金3,098百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。そ</p>	<p>(16)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。そ</p>	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。そ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は9,038百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は14,057百万円(同前)であります。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,963百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は4,033百万円(同前)であります。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は5,733百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は7,138百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものです。	
	(18) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。	(18) 消費税等の会計処理 同左	(18) 消費税等の会計処理 同左
	(19) 手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	(19) 手形割引及び再割引の会計処理 同左	(19) 手形割引及び再割引の会計処理 同左
	(20) 在外子会社の会計処理基準 在外子会社の財務諸表は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しております。 なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、主として米国会計基準に準拠して修正しております。 また、連結決算上必要な修正を実施しております。	(20) 在外子会社の会計処理基準 同左	(20) 在外子会社の会計処理基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。</p> <p>この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。</p> <p>これにより、従来区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は5,623百万円増加、「繰延税金資産」は2,194百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,429百万円増加しております。</p> <p>なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「4 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>		<p>(追加情報)</p> <p>一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。</p> <p>この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。</p> <p>これにより、従来区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は21,177百万円減少、「繰延税金資産」は8,259百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は12,917百万円減少しております。</p> <p>なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「5 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。</p>	—————	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有価証券」は5,849百万円増加、「投資損失引当金」は34,661百万円減少、「繰延税金資産」は6,267百万円減少、「繰延税金負債」は308百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は9,559百万円増加し、「経常利益」は7,875百万円減少、「税金等調整前当期純利益」は24,423百万円増加しております。</p>
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p> <p>これにより、「経常利益」は808百万円減少し、「税金等調整前中間純利益」は25,308百万円減少しております。</p>	
	<p>(企業結合に関する会計基準等) 当中間連結会計期間から企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第23号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」(平成20年12月26日公表分 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当中間連結会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「法人税、住民税及び事業税」に含まれる「法人税等還付税額」は1,777百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めて表示しておりました「法人税等の還付額」は、中間連結損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」を区分して表示したことに合わせて、当中間連結会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含まれる「法人税等の還付額」は31,316百万円であります。</p>	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式214,153百万円及び出資金17,439百万円を含んでおります。</p> <p>※2 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は3,834,875百万円、再貸付に供している有価証券は450,149百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは12,556,339百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は724,934百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は17,416百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式588,122百万円及び出資金21,860百万円を含んでおります。</p> <p>※2 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は7,017,902百万円、再貸付に供している有価証券は447,552百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,345,338百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は765,222百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は10,386百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式301,792百万円及び出資金21,580百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は9,649百万円であります。</p> <p>※2 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は4,910,187百万円、再貸付に供している有価証券は332,358百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,437,867百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は802,656百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は15,405百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は133,042百万円、延滞債権額は1,135,588百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は64,024百万円、延滞債権額は1,200,157百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は113,104百万円、延滞債権額は1,212,609百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,208百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は48,410百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は29,175百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は396,689百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は501,308百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は411,137百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																																														
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,682,528百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>1,753百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>1,476,321百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,575,136百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>673,669百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>71,854百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>481百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>511百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>325,907百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>558,000百万円</td></tr> <tr><td>コマースヤル・ペーパー</td><td>25,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>61,993百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,678,115百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>41,027百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>56,162百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,073百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金20,375百万円、買入金銭債権363,406百万円、特定取引資産320,895百万円、有価証券7,930,844百万円及び貸出金5,354,486百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は3,878,880百万円、有価証券は9,245,979百万円であり、対応する売現先勘定は8,780,776百万円、債券貸借取引受入担保金は3,756,526百万円であります。</p>	現金預け金	1,753百万円	特定取引資産	1,476,321百万円	有価証券	2,575,136百万円	貸出金	673,669百万円	その他資産	71,854百万円	有形固定資産	481百万円	無形固定資産	511百万円	預金	325,907百万円	コールマネー及び売渡手形	558,000百万円	コマースヤル・ペーパー	25,000百万円	特定取引負債	61,993百万円	借入金	3,678,115百万円	社債	41,027百万円	その他負債	56,162百万円	支払承諾	1,073百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,813,900百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>1,801百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>800,351百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,243,524百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,469,531百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>72,911百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>296,405百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>440,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>66,969百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,625,863百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>66,223百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>56,208百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>781百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金12,246百万円、買入金銭債権131,268百万円、特定取引資産253,221百万円、有価証券9,505,073百万円及び貸出金4,931,850百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は3,887,660百万円、有価証券は8,713,447百万円であり、対応する売現先勘定は9,424,513百万円、債券貸借取引受入担保金は3,115,670百万円であります。</p>	現金預け金	1,801百万円	特定取引資産	800,351百万円	有価証券	2,243,524百万円	貸出金	1,469,531百万円	その他資産	72,911百万円	預金	296,405百万円	コールマネー及び売渡手形	440,000百万円	特定取引負債	66,969百万円	借入金	3,625,863百万円	社債	66,223百万円	その他負債	56,208百万円	支払承諾	781百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,766,026百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>2,162百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>1,203,733百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,287,763百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>798,554百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>71,729百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>408,098百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>540,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>48,902百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,127,284百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>63,704百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>56,162百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>985百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金12,625百万円、買入金銭債権155,200百万円、特定取引資産292,298百万円、有価証券6,706,223百万円及び貸出金8,812,751百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は4,024,825百万円、有価証券は9,087,877百万円であり、対応する売現先勘定は8,377,917百万円、債券貸借取引受入担保金は2,729,833百万円であります。</p>	現金預け金	2,162百万円	特定取引資産	1,203,733百万円	有価証券	2,287,763百万円	貸出金	798,554百万円	その他資産	71,729百万円	預金	408,098百万円	コールマネー及び売渡手形	540,000百万円	特定取引負債	48,902百万円	借入金	3,127,284百万円	社債	63,704百万円	その他負債	56,162百万円	支払承諾	985百万円
現金預け金	1,753百万円																																																																															
特定取引資産	1,476,321百万円																																																																															
有価証券	2,575,136百万円																																																																															
貸出金	673,669百万円																																																																															
その他資産	71,854百万円																																																																															
有形固定資産	481百万円																																																																															
無形固定資産	511百万円																																																																															
預金	325,907百万円																																																																															
コールマネー及び売渡手形	558,000百万円																																																																															
コマースヤル・ペーパー	25,000百万円																																																																															
特定取引負債	61,993百万円																																																																															
借入金	3,678,115百万円																																																																															
社債	41,027百万円																																																																															
その他負債	56,162百万円																																																																															
支払承諾	1,073百万円																																																																															
現金預け金	1,801百万円																																																																															
特定取引資産	800,351百万円																																																																															
有価証券	2,243,524百万円																																																																															
貸出金	1,469,531百万円																																																																															
その他資産	72,911百万円																																																																															
預金	296,405百万円																																																																															
コールマネー及び売渡手形	440,000百万円																																																																															
特定取引負債	66,969百万円																																																																															
借入金	3,625,863百万円																																																																															
社債	66,223百万円																																																																															
その他負債	56,208百万円																																																																															
支払承諾	781百万円																																																																															
現金預け金	2,162百万円																																																																															
特定取引資産	1,203,733百万円																																																																															
有価証券	2,287,763百万円																																																																															
貸出金	798,554百万円																																																																															
その他資産	71,729百万円																																																																															
預金	408,098百万円																																																																															
コールマネー及び売渡手形	540,000百万円																																																																															
特定取引負債	48,902百万円																																																																															
借入金	3,127,284百万円																																																																															
社債	63,704百万円																																																																															
その他負債	56,162百万円																																																																															
支払承諾	985百万円																																																																															

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は68,021,172百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は67,118,456百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は68,610,083百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">26,875百万円</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">53,545百万円</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">55,464百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																		
<p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,104,498百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金751,800百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,832,799百万円が含まれております。</p> <p>※14 のれん及び負ののれんは相殺し、無形固定資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>のれん</td> <td>558,196百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>29,842百万円</td> </tr> <tr> <td>純額</td> <td>528,354百万円</td> </tr> </table> <p>※15 貸倒引当金には、利息返還請求に関する損失見積額のうち、貸出金及びその他資産の充当に係る額115,200百万円が含まれております。</p> <p>16 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,120,712百万円、貸付信託80,454百万円であります。</p> <p>※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,729,197百万円であります。</p>	のれん	558,196百万円	負ののれん	29,842百万円	純額	528,354百万円	<p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,113,867百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金721,300百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,323,843百万円が含まれております。</p> <p>※14 のれん及び負ののれんは相殺し、無形固定資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>のれん</td> <td>504,316百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>28,250百万円</td> </tr> <tr> <td>純額</td> <td>476,065百万円</td> </tr> </table> <p>※15 貸倒引当金には、利息返還請求に関する損失見積額のうち、貸出金及びその他資産の充当に係る額112,601百万円が含まれております。</p> <p>16 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,042,090百万円であります。</p> <p>※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,393,433百万円であります。</p>	のれん	504,316百万円	負ののれん	28,250百万円	純額	476,065百万円	<p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,092,746百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 88,400百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金743,800百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,814,187百万円が含まれております。</p> <p>※14 のれん及び負ののれんは相殺し、のれんに含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>のれん</td> <td>541,562百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>29,046百万円</td> </tr> <tr> <td>純額</td> <td>512,515百万円</td> </tr> </table> <p>※15 貸倒引当金には、利息返還請求に関する損失見積額のうち、貸出金及びその他資産の充当に係る額122,431百万円が含まれております。</p> <p>16 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,086,286百万円、貸付信託41,774百万円であります。</p> <p>※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,552,623百万円であります。</p>	のれん	541,562百万円	負ののれん	29,046百万円	純額	512,515百万円
のれん	558,196百万円																			
負ののれん	29,842百万円																			
純額	528,354百万円																			
のれん	504,316百万円																			
負ののれん	28,250百万円																			
純額	476,065百万円																			
のれん	541,562百万円																			
負ののれん	29,046百万円																			
純額	512,515百万円																			

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益77,457百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額285,632百万円、貸出金償却145,707百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日 日本公認会計士協会)第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益38,913百万円及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料等12,540百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却137,324百万円、偶発損失引当金繰入額59,212百万円、貸倒引当金繰入額57,177百万円及び株式等償却46,064百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益179,331百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他の経常費用」には、貸出金償却439,113百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日 日本公認会計士協会)第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,648,360	—	—	11,648,360	
第一回第三種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第1回第五種優先株式	156,000	—	—	156,000	
第十一種優先株式	1	—	—	1	
合計	11,904,361	—	—	11,904,361	
自己株式					
普通株式	9,161	53	963	8,251	注
合計	9,161	53	963	8,251	

(注) 普通株式の自己株式の増加53千株は、単元未満株及びその他の買取請求に応じて取得したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少963千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使に伴い交付したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	ストック・オプションとしての新株予約権		—————			5,429		
連結子会社(自己新株予約権)			—————			0 (—)		
合計			—————			5,429 (—)		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	58,237	5	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1回第五種優先株式	6,708	43	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成21年3月31日	平成21年6月26日

なお、配当金の総額のうち、65百万円は、連結子会社への支払であります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月18日 取締役会	普通株式	69,889	利益剰余金	6	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第一回第三種優先株式	3,000	利益剰余金	30	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第1回第五種優先株式	8,970	利益剰余金	57.5	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第十一種優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成21年9月30日	平成21年12月9日

II 当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	14,148,414	2,351	—	14,150,766	注1
第一回第三種優先株式	100,000	—	100,000	—	注2
第1回第五種優先株式	156,000	—	—	156,000	
第十一種優先株式	1	—	—	1	
合計	14,404,415	2,351	100,000	14,306,767	
自己株式					
普通株式	9,781	31	408	9,404	注3
第一回第三種優先株式	—	100,000	100,000	—	注4
合計	9,781	100,031	100,408	9,404	

（注）1 普通株式の増加2,351千株は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使により発行したものであります。

2 第一回第三種優先株式の減少100,000千株は、消却によるものであります。

3 普通株式の自己株式の増加31千株は、単元未満株の買取請求に応じて取得したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少408千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、及び新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い交付したもの等であります。

4 第一回第三種優先株式の自己株式の増加100,000千株は、定款に定める取得条項に基づき当該優先株式の全部を取得したものであります。また、第一回第三種優先株式の自己株式の減少100,000千株は、消却によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	ストック・オプションとしての新株予約権	—————				6,163		
連結子会社(自己新株予約権)		—————				4 (—)		
合計		—————				6,168 (—)		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	84,887	6	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第1回第五種優先株式	8,970	57.5	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成22年3月31日	平成22年6月29日

なお、配当金の総額のうち、78百万円は、連結子会社への支払であります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月15日 取締役会	普通株式	84,904	利益剰余金	6	平成22年9月30日	平成22年12月8日
	第1回第五種優先株式	8,970	利益剰余金	57.5	平成22年9月30日	平成22年12月8日
	第十一種優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成22年9月30日	平成22年12月8日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,648,360	2,500,054	—	14,148,414	注1
第一回第三種 優先株式	100,000	—	—	100,000	
第1回第五種 優先株式	156,000	—	—	156,000	
第十一種優先株式	1	—	—	1	
合計	11,904,361	2,500,054	—	14,404,415	
自己株式					
普通株式	9,161	2,423	1,803	9,781	注2
合計	9,161	2,423	1,803	9,781	

- (注) 1 普通株式数の増加2,500,054千株は、新株予約権の行使により発行したものと及び公募増資並びに第三者割当増資により発行したものであります。
- 2 普通株式の自己株式の増加2,423千株は、単元未満株及びその他の買取請求に応じて取得したもの、関連会社による株式取得及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少1,803千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い交付したもの、関連会社による株式売却及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度			
				増加	減少		
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	—	—	—	—	
	ストック・オプションとしての新株予約権					6,450	
連結子会社(自己新株予約権)						0	
合計						6,451	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	58,237	5	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1回第五種優先株式	6,708	43	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成21年3月31日	平成21年6月26日
平成21年11月18日 取締役会	普通株式	69,889	6	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第1回第五種優先株式	8,970	57.5	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成21年9月30日	平成21年12月9日

なお、配当金の総額のうち、144百万円は、連結子会社への支払であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	84,887	利益剰余金	6	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第一回第三種優先株式	3,000	利益剰余金	30	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第1回第五種優先株式	8,970	利益剰余金	57.5	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第十一種優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																														
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け</td> <td>7,779,378百万円</td> </tr> <tr> <td>金勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△3,282,517百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>4,496,860百万円</td> </tr> </table>	現金預け	7,779,378百万円	金勘定		定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,282,517百万円	<hr/>		現金及び現金同等物	4,496,860百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成22年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け</td> <td>7,078,204百万円</td> </tr> <tr> <td>金勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△3,332,387百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>3,745,817百万円</td> </tr> </table>	現金預け	7,078,204百万円	金勘定		定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,332,387百万円	<hr/>		現金及び現金同等物	3,745,817百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成22年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け</td> <td>7,495,050百万円</td> </tr> <tr> <td>金勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△3,384,769百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>4,110,281百万円</td> </tr> </table>	現金預け	7,495,050百万円	金勘定		定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,384,769百万円	<hr/>		現金及び現金同等物	4,110,281百万円
現金預け	7,779,378百万円																															
金勘定																																
定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,282,517百万円																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	4,496,860百万円																															
現金預け	7,078,204百万円																															
金勘定																																
定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,332,387百万円																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	3,745,817百万円																															
現金預け	7,495,050百万円																															
金勘定																																
定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,384,769百万円																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	4,110,281百万円																															

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																														
<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>117,942百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>18,954百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>136,896百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>79,323百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>12,095百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>91,418百万円</td> </tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>31百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32百万円</td> </tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>38,587百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>6,857百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45,444百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	有形固定資産	117,942百万円	無形固定資産	18,954百万円	合計	136,896百万円	有形固定資産	79,323百万円	無形固定資産	12,095百万円	合計	91,418百万円	有形固定資産	31百万円	無形固定資産	1百万円	合計	32百万円	有形固定資産	38,587百万円	無形固定資産	6,857百万円	合計	45,444百万円	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>81,396百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>18,216百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,612百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>61,251百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>13,937百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>75,189百万円</td> </tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>20,136百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>4,278百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,415百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	有形固定資産	81,396百万円	無形固定資産	18,216百万円	合計	99,612百万円	有形固定資産	61,251百万円	無形固定資産	13,937百万円	合計	75,189百万円	有形固定資産	7百万円	無形固定資産	1百万円	合計	7百万円	有形固定資産	20,136百万円	無形固定資産	4,278百万円	合計	24,415百万円	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>99,027百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>18,551百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>117,584百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>70,123百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>13,000百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>83,128百万円</td> </tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>28,901百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5,550百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34,453百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	建物	5百万円	その他の有形固定資産	99,027百万円	ソフトウェア	18,551百万円	合計	117,584百万円	建物	4百万円	その他の有形固定資産	70,123百万円	ソフトウェア	13,000百万円	合計	83,128百万円	その他の有形固定資産	1百万円	ソフトウェア	0百万円	合計	1百万円	建物	1百万円	その他の有形固定資産	28,901百万円	ソフトウェア	5,550百万円	合計	34,453百万円
有形固定資産	117,942百万円																																																																															
無形固定資産	18,954百万円																																																																															
合計	136,896百万円																																																																															
有形固定資産	79,323百万円																																																																															
無形固定資産	12,095百万円																																																																															
合計	91,418百万円																																																																															
有形固定資産	31百万円																																																																															
無形固定資産	1百万円																																																																															
合計	32百万円																																																																															
有形固定資産	38,587百万円																																																																															
無形固定資産	6,857百万円																																																																															
合計	45,444百万円																																																																															
有形固定資産	81,396百万円																																																																															
無形固定資産	18,216百万円																																																																															
合計	99,612百万円																																																																															
有形固定資産	61,251百万円																																																																															
無形固定資産	13,937百万円																																																																															
合計	75,189百万円																																																																															
有形固定資産	7百万円																																																																															
無形固定資産	1百万円																																																																															
合計	7百万円																																																																															
有形固定資産	20,136百万円																																																																															
無形固定資産	4,278百万円																																																																															
合計	24,415百万円																																																																															
建物	5百万円																																																																															
その他の有形固定資産	99,027百万円																																																																															
ソフトウェア	18,551百万円																																																																															
合計	117,584百万円																																																																															
建物	4百万円																																																																															
その他の有形固定資産	70,123百万円																																																																															
ソフトウェア	13,000百万円																																																																															
合計	83,128百万円																																																																															
その他の有形固定資産	1百万円																																																																															
ソフトウェア	0百万円																																																																															
合計	1百万円																																																																															
建物	1百万円																																																																															
その他の有形固定資産	28,901百万円																																																																															
ソフトウェア	5,550百万円																																																																															
合計	34,453百万円																																																																															

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 21,063百万円 1年超 24,614百万円 合計 45,678百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 32百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 12,561百万円 リース資産減損勘定の取崩額 51百万円 減価償却費相当額 12,563百万円 支払利息相当額 2百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 13,488百万円 1年超 11,126百万円 合計 24,614百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 0百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 9,315百万円 リース資産減損勘定の取崩額 0百万円 減価償却費相当額 9,314百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 17,786百万円 1年超 16,862百万円 合計 34,649百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定年度末残高 1百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 23,466百万円 リース資産減損勘定 82百万円 取崩額 減価償却費相当額 23,469百万円 支払利息相当額 3百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 38,883百万円 1年超 167,042百万円 合計 205,925百万円 (貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 7,788百万円 1年超 59,881百万円 合計 67,669百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 40,619百万円 1年超 163,344百万円 合計 203,963百万円 (貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 15,697百万円 1年超 51,302百万円 合計 66,999百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 35,536百万円 1年超 144,511百万円 合計 180,048百万円 (貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 16,233百万円 1年超 54,356百万円 合計 70,589百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	7,078,204	7,078,204	—
(2) コールローン及び買入手形	264,824	264,824	—
(3) 買現先勘定	5,145,071	5,145,071	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	3,726,110	3,726,110	—
(5) 買入金銭債権(*1)	2,772,983	2,825,068	52,085
(6) 特定取引資産	9,298,471	9,298,471	—
(7) 金銭の信託	355,375	355,375	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,166,029	2,184,963	18,934
その他有価証券	65,968,980	65,968,980	—
(9) 貸出金	79,254,492		
貸倒引当金(*1)	△1,039,496		
	78,214,996	79,293,857	1,078,861
(10) 外国為替(*1)	1,115,983	1,115,983	—
資産計	176,107,029	177,256,910	1,149,880
(1) 預金	122,268,713	122,351,747	83,033
(2) 譲渡性預金	11,166,716	11,172,148	5,431
(3) コールマネー及び売渡手形	1,957,916	1,957,916	—
(4) 売現先勘定	14,059,313	14,059,313	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	3,415,092	3,415,092	—
(6) コマーシャル・ペーパー	152,654	152,654	—
(7) 特定取引負債	2,983,332	2,983,332	—
(8) 借入金	6,537,783	6,586,927	49,143
(9) 外国為替	698,579	698,579	—
(10) 短期社債	481,065	481,065	—
(11) 社債	6,490,425	6,642,231	151,806
(12) 信託勘定借	1,488,794	1,488,794	—
負債計	171,700,388	171,989,803	289,415
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	284,565	284,565	—
ヘッジ会計が適用されているもの	489,569	489,569	—
デリバティブ取引計	774,135	774,135	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

国内外の銀行連結子会社及び信託銀行連結子会社の保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、主要なグループ会社は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等のうち、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップの時価を反映してしております。

(10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(12) 信託勘定借

信託勘定借は、満期のない預り金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) 其他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式(*1) (*2)	1,118,021
② 組合出資金等(*2) (*3)	188,273
③ その他(*2)	1,815
合 計	1,308,110

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式等について6,660百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

II 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務をはじめ有価証券投資、その他の証券業務、為替業務等の総合金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場からの資金調達やデリバティブ取引でのリスクヘッジを行う等、市場の状況や長短のバランスを調整して、金利・為替等の変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループは、貸出金をはじめ有価証券やデリバティブ取引等の様々な金融商品を保有しているため、信用リスク、市場リスクに晒されております。

信用リスクとしては、貸出金等の債権について、債務者の財務状況の悪化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

市場リスクとしては特に、内外金利、為替レート、及び株価・債券価格の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合には、当社グループの保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値が減少し、円高となった場合には、当社グループの外貨建有価証券等の円換算価値が減少します。また、当社グループは市場性のある株式を保有しており、株価が下落した場合には、保有株式の時価が減少します。なお、当社グループは、トレーディングやALMの一環で、金利スワップ等のデリバティブを保有しており、為替や金利が大きく変動した場合には、保有しているデリバティブの時価が大きく変動する可能性があります。デリバティブのヘッジ目的の取引において、金利リスク・ヘッジについては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、為替変動リスク・ヘッジについては、外貨建の金銭債権債務等をヘッジ対象としており、通貨スワップ取引及び為替予約をヘッジ手段として指定しております。なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループでは、グループ会社の与信ポートフォリオを定期的にモニタリングし、状況を把握するとともに、信用格付制度、資産自己査定制度を評価基準として、信用リスクの適時かつ適正な把握に努めております。

信用リスク管理体制の基本的な枠組みは、MUFG信用リスク管理規則に基づき、グループ会社がそれぞれ連結・グローバルベースで信用リスク管理体制を整備し、当社はグループ全体の信用リスクを管理するというものです。当社では、グループ会社の信用リスク管理のモニタリングを行うとともに必要に応じて指導・助言を行っております。

主要なグループ会社では、個別案件の審査・与信管理にあたり、審査管理部署と営業推進部署を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。

また、経営陣による委員会審議を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を報告・審議しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営に係る妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

(イ) リスク管理体制

当社グループでは、トレーディング目的の市場業務（トレーディング業務）とトレーディング目的以外の市場業務（バンキング業務）の市場リスク管理を同様の体制で行っており、主要なグループ会社がそれぞれ連結・グローバルベースで市場リスク管理体制を整備し、当社がグループ全体の市場リスクを管理しております。

主要なグループ会社では、フロントオフィス（市場部門）から独立した、バックオフィス（事務管理部署）及びミドルオフィス（リスク管理部署）を設置し、相互に牽制が働く体制としております。経営陣による管理体制につきましては、取締役会において市場リスク管理体制の枠組みを定めるとともに、経営会議において市場性業務に係る権限を設定しております。また、自己資本の範囲内において、市場リスク量に見合う経済資本を割り当て、経済資本をベースに市場リスク量の限度額を設けるとともに、損失限度額を設定することで、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるように運営しております。

(ロ) 市場リスクマネジメント

当社では、グループの抱える市場リスクの状況や主要なグループ各社におけるリスク限度額、損失限度額の遵守状況を、主要なグループ会社では、各社における市場リスクの状況やリスク限度額、損失限度額の運営状況について、それぞれ日次でリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステスト等を用いた複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会やリスク管理委員会等へ報告しております。

主要なグループ会社の各部門の運営においては、市場性資産・負債に係る金利・為替等の市場変動リスクに対して、有価証券取引やデリバティブ取引でのリスクヘッジを適宜実施する等、適切なリスク運営を行っております。また、特定取引勘定の対象取引及びその管理方法については、文書により明確化し、価格評価の方法及びその運用の適切性について、当該勘定を適切に運用していることを内部監査により定期的に確認しております。

(ハ) 市場リスク量の計測モデル

市場リスクは他のリスクに比べ日々の変動が大きいとため、当社グループではバリュー・アット・リスク（VaR）を用いた市場リスク量を日次で把握・管理しております。

市場リスク量は、トレーディング業務、バンキング業務共に同様の市場リスク計測モデルで算出しており、市場リスク計測モデルには主にヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日）を採用しております。

※ ヒストリカル・シミュレーション法とは、現在のポートフォリオに対して過去一定期間内で実際に起きた市場変動をあてはめた場合に発生すると推定される損益をシミュレーションしてVaRを算出する手法です。この手法は市場変動の特性を直接的に反映させることが可能となること、オプション性のリスクを精緻に計測できること等が特徴です。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループの主要なグループ会社では、円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達の構成内容や資金繰りギャップの管理、コミットメントライン等の資金流動性を供給する商品の管理及び資金流動性維持のための準備資産の管理等を行い、適正な資金流動性の確保に努めております。

具体的には、取締役会は、流動性リスク管理の枠組みを定めるとともに、資金繰りの逼迫度に応じたステージ運営及び各ステージにおける管理を実施しております。流動性リスク管理部門は、他部門から独立して牽制機能が発揮できる体制とし、資金繰り逼迫度合いの判定、限度枠遵守状況のモニタリング等を行い、ALM委員会や取締役会等に報告しております。資金繰り管理部門は、適切な資金繰り運営・管理を行い、流動性リスク管理部門に対し、定期的に資金繰り状況及び予測、流動性リスクの状況を報告するとともに、ALM委員会等にも定期的に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	7,495,050	7,495,050	—
(2) コールローン及び買入手形	482,546	482,546	—
(3) 買現先勘定	3,559,309	3,559,309	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	5,770,044	5,770,044	—
(5) 買入金銭債権（*1）	2,967,002	3,020,538	53,536
(6) 特定取引資産	9,156,026	9,156,026	—
(7) 金銭の信託	362,789	362,789	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,265,254	2,292,061	26,807
その他有価証券	59,955,287	59,955,287	—
(9) 貸出金	84,880,603		
貸倒引当金（*1）	△1,149,577		
	83,731,025	84,800,301	1,069,275
(10) 外国為替（*1）	1,051,325	1,051,325	—
資産計	176,795,663	177,945,282	1,149,619
(1) 預金	123,891,946	123,991,554	99,607
(2) 譲渡性預金	11,019,571	11,031,042	11,471
(3) コールマネー及び売渡手形	1,907,366	1,907,366	—
(4) 売現先勘定	11,843,211	11,843,211	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	3,632,170	3,632,170	—
(6) コマーシャル・ペーパー	196,929	196,929	—
(7) 特定取引負債	2,945,424	2,945,424	—
(8) 借入金	6,235,917	6,268,532	32,614
(9) 外国為替	704,233	704,233	—
(10) 短期社債	480,545	480,545	—
(11) 社債	7,022,868	7,155,381	132,513
(12) 信託勘定借	1,559,765	1,559,765	—
負債計	171,439,951	171,716,157	276,206
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	359,729	359,729	—
ヘッジ会計が適用されているもの	277,510	277,510	—
デリバティブ取引計	637,239	637,239	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。

（*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

国内外の銀行連結子会社及び信託銀行連結子会社の保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、主要なグループ会社は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等のうち、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップの時価を反映してしております。

(10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(12) 信託勘定借

信託勘定借は、満期のない預り金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (評価性引当金控除前) (百万円)
① 非上場株式(*1) (*2)	1,229,651
② 組合出資金等(*2) (*3)	188,997
③ その他(*2)	1,897
合 計	1,420,546

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式等について35,286百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券(※1)(※2)	17,832,322	14,715,612	13,146,465	1,781,862	4,733,906	6,294,996
満期保有目的の債券	510,281	1,509,970	252,698	96,975	262,115	718,524
国債	199,908	762,405	15,003	24	—	—
地方債	19,659	22,688	—	—	—	—
社債	66,197	150,490	4,060	—	—	—
外国債券	221,766	574,215	222,953	281	1,940	828
その他	2,748	170	10,680	96,669	260,175	717,695
その他有価証券のうち 満期があるもの	17,322,040	13,205,642	12,893,767	1,684,887	4,471,790	5,576,471
国債	15,084,154	9,812,598	9,235,444	465,612	2,386,785	1,763,449
地方債	2,346	23,659	54,496	27,956	171,971	469
社債	535,122	1,195,428	1,245,911	342,487	255,334	773,527
外国債券	1,682,381	2,109,186	2,234,934	590,822	1,418,452	2,637,468
その他	18,035	64,769	122,980	258,008	239,247	401,556
貸出金(※1)(※3)	38,003,608	16,044,156	9,907,080	4,992,529	4,327,464	10,238,794
合 計	55,835,930	30,759,769	23,053,546	6,774,392	9,061,370	16,533,790

(※1) 償還予定額につきましては、連結貸借対照表計上額にて記載しております。

(※2) 有価証券には、「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

(※3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1,366,969百万円は含めておりません。

(注4) 定期預金、譲渡性預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
定期預金及び譲渡性預金 (※1)	51,062,700	8,555,253	1,379,513	93,956	78,270	112
借入金(※1)(※2) (※3)	4,309,985	633,626	588,830	143,797	291,994	267,682
社債(※1)(※2)	1,200,414	1,456,146	1,007,904	994,381	1,562,953	801,067
合 計	56,573,100	10,645,027	2,976,248	1,232,135	1,933,218	1,068,862

(※1) 返済予定額につきましては、連結貸借対照表計上額にて記載しております。

(※2) 借入金・社債のうち、返済・償還期限の定めのない借入金・社債につきましては、「10年超」に記載しております。

(※3) 当連結会計年度末において再割引手形の残高はございません。

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	1,521,089	1,544,468	23,378
国債	1,242,033	1,260,607	18,573
地方債	49,409	50,213	804
社債	229,646	233,647	4,000
その他	1,985,823	1,995,138	9,315
外国債券	872,942	873,062	120
その他	1,112,880	1,122,075	9,194
合計	3,506,913	3,539,606	32,693

(注) 時価は、原則として当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいておりますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	3,795,444	4,272,284	476,839
債券	33,337,775	33,462,016	124,240
国債	31,634,639	31,736,799	102,160
地方債	277,106	285,535	8,428
社債	1,426,030	1,439,681	13,651
その他	12,952,405	12,766,201	△186,203
外国株式	244,335	307,973	63,638
外国債券	10,435,303	10,496,448	61,145
その他	2,272,766	1,961,779	△310,987
合計	50,085,626	50,500,502	414,876

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、原則として当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

- 2 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は16,335百万円(費用)であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(1を除く)(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	104
その他有価証券	
株式	392,686
社債	3,093,109
外国株式	818,719
外国債券	383,940

4 保有目的を変更した有価証券

一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に、従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品を時価（112,356百万円）により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	106,841	112,464	△46,493

5 当中間連結会計期間前に保有目的を変更した有価証券

(1) 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
			損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
外国債券	411,188	417,700	6,134	△2,196

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 損益は、当中間連結会計期間におけるものであります。

(2) 売買目的有価証券からその他有価証券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
		損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
国債	106,715	4,288	8,963
外国債券	150,142	3,511	1,880

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 損益は、当中間連結会計期間におけるものであります。

(3) その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	994,667	979,849	△78,982

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

II 当中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	債券	1,219,547	1,234,471	14,924
	国債	977,308	989,248	11,940
	地方債	32,629	32,998	369
	社債	209,610	212,224	2,614
	その他	1,521,600	1,587,640	66,040
	外国債券	586,384	597,468	11,083
	その他	935,215	990,171	54,956
	小計	2,741,147	2,822,111	80,964
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	437,706	429,876	△7,830
	外国債券	360,096	353,022	△7,073
	その他	77,610	76,853	△756
	小計	437,706	429,876	△7,830
合計	3,178,854	3,251,987	73,133	

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,839,010	1,253,927	585,083
	債券	38,865,646	38,486,101	379,544
	国債	35,271,020	34,983,649	287,370
	地方債	206,736	196,778	9,957
	社債	3,387,889	3,305,672	82,216
	その他	12,068,061	11,642,659	425,402
	外国株式	163,918	96,454	67,463
	外国債券	11,023,279	10,721,110	302,169
	その他	880,864	825,094	55,769
	小計	52,772,718	51,382,687	1,390,030
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,699,045	2,196,192	△497,146
	債券	8,030,891	8,056,767	△25,875
	国債	7,293,305	7,301,120	△7,814
	地方債	—	—	—
	社債	737,585	755,647	△18,061
	その他	3,837,888	4,007,504	△169,616
	外国株式	97,895	100,990	△3,094
	外国債券	2,908,226	2,931,487	△23,260
	その他	831,765	975,026	△143,261
	小計	13,567,824	14,260,463	△692,639
合計	66,340,542	65,643,151	697,391	

(注) 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は11,261百万円(費用)であります。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、44,635百万円(うち、株式38,981百万円、債券その他5,653百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

Ⅲ 前連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	96,203

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	1,240,439	1,260,508	20,068
	国債	977,342	993,314	15,972
	地方債	42,348	42,933	585
	社債	220,748	224,259	3,511
	その他	1,766,370	1,830,882	64,512
	外国債券	694,855	703,247	8,391
	その他	1,071,515	1,127,635	56,120
	小計	3,006,810	3,091,391	84,580
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	410,985	409,188	△1,796
	外国債券	327,130	325,476	△1,653
	その他	83,855	83,712	△142
	小計	410,985	409,188	△1,796
合計	3,417,795	3,500,580	82,784	

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	2,763,694	1,779,877	983,817
	債券	21,054,440	20,880,506	173,933
	国債	17,401,873	17,288,254	113,618
	地方債	267,821	259,673	8,148
	社債	3,384,744	3,332,578	52,166
	その他	8,038,084	7,796,893	241,191
	外国株式	281,904	208,097	73,806
	外国債券	7,308,743	7,175,905	132,837
	その他	447,437	412,889	34,547
	小計	31,856,219	30,457,277	1,398,942
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,513,668	1,815,714	△302,045
	債券	22,322,252	22,379,076	△56,824
	国債	21,346,172	21,379,879	△33,706
	地方債	13,077	13,144	△67
	社債	963,001	986,052	△23,050
	その他	4,714,220	4,941,586	△227,365
	外国株式	669	896	△227
	外国債券	3,393,843	3,449,404	△55,560
	その他	1,319,708	1,491,286	△171,578
	小計	28,550,141	29,136,377	△586,235
合計	60,406,360	59,593,654	812,706	

(注) 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は14,165百万円(費用)であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	539,219	165,694	73,069
債券	53,548,863	120,817	39,989
国債	52,913,944	118,341	38,116
地方債	202,872	197	291
社債	432,046	2,278	1,581
その他	20,505,327	140,185	108,190
外国株式	130,858	13,040	16,229
外国債券	20,077,838	107,411	73,712
その他	296,630	19,734	18,248
合計	74,593,410	426,697	221,250

5 保有目的を変更した有価証券

一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に、従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品を時価(112,356百万円)により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	134,230	113,063	△41,975

6 当連結会計年度前に保有目的を変更した有価証券

(1) 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
			損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
外国債券	400,466	402,010	10,069	△1,165

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 損益は、当連結会計年度におけるものであります。

(2) 売買目的有価証券からその他有価証券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
		損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
国債	113,600	6,455	4,479
外国債券	72,886	4,908	180

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2 損益は、当連結会計年度におけるものであります。

(3) その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	1,007,126	972,327	△72,076

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものも含め、79,526百万円(うち、株式40,991百万円、債券その他38,535百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	306,376	307,071	694

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	296,951	296,322	629	631	2

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

III 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	49,529	44

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	313,259	312,767	492	492	0

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	266,626
その他有価証券	440,259
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	694
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の 区分に変更した有価証券	△174,328
繰延税金負債	△148,555
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	118,070
少数株主持分相当額	16,925
持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△8,557
その他有価証券評価差額金	126,439

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額16,335百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額9,048百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	576,575
その他有価証券	713,016
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	629
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の 区分に変更した有価証券	△137,069
繰延税金負債	△300,722
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	275,852
少数株主持分相当額	14,991
持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△8,385
その他有価証券評価差額金	282,459

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額11,261百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額4,363百万円(益)を含めております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	671,524
その他有価証券	831,905
その他の金銭の信託	492
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の 区分に変更した有価証券	△160,872
繰延税金負債	△274,831
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	396,693
少数株主持分相当額	17,001
持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△10,204
その他有価証券評価差額金	403,490

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額14,165百万円(費用)を除いております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額5,033百万円(益)を含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	5,973,255	△868	△868
	金利オプション	19,225,910	1,996	631
店頭	金利先渡契約	15,244,860	1,064	1,064
	金利スワップ	489,726,942	505,234	505,234
	金利スワップション	86,395,481	△8,667	18,540
	その他	7,984,990	2,609	7,015
	合計	—	501,369	531,618

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	21,792	△3	△3
店頭	通貨スワップ	31,533,079	△46,008	△46,008
	為替予約	53,832,683	△96,007	△96,007
	通貨オプション	20,093,863	316,427	419,475
	合計	—	174,408	277,456

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	723,192	12,785	12,785
	株式指数オプション	444,456	△4,201	1,656
店頭	有価証券 店頭オプション	639,297	△14,632	△949
	有価証券 店頭指数等スワップ	181,623	3,355	3,355
	有価証券 店頭指数等先渡取引	3,128	△237	△237
	合計	—	△2,929	16,611

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	1,449,501	△873	△873
	債券先物オプション	415,118	79	△126
店頭	債券店頭オプション	1,026,409	△4,955	△1,336
	合計	—	△5,748	△2,335

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物	89,651	1,920	1,920
	商品オプション	125,091	△124	675
店頭	商品スワップ	975,155	69,398	69,398
	商品オプション	1,036,408	△2,175	△2,025
	合計	—	69,020	69,969

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	8,046,974	21,278	21,278
	トータル・レート・オプション・リターン・スワップ	15,275	△7,952	△7,952
	合計	—	13,325	13,325

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	14	△1	△1
	地震 デリバティブ	18,437	△1,119	△1,119
	合計	—	△1,120	△1,120

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	売建	4,872,638	2,816,437	△14,767	△14,767
		買建	3,262,810	2,060,858	17,734	17,734
	金利オプション	売建	3,368,294	43,515	△999	557
		買建	3,568,916	43,640	1,067	△906
店頭	金利先渡契約	売建	21,634,720	119,763	3,150	3,150
		買建	24,139,602	142,092	△2,759	△2,759
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	264,835,154	198,680,174	7,999,716	7,999,716
		受取変動・ 支払固定	270,205,464	195,083,420	△7,575,676	△7,575,676
		受取変動・ 支払変動	32,881,487	24,440,911	△25,074	△25,074
		受取固定・ 支払固定	498,096	461,855	△39,813	△39,813
	金利スワップ ション	売建	72,044,440	49,437,342	△895,743	△275,953
		買建	49,721,274	31,748,383	835,082	257,770
	その他	売建	5,297,056	4,500,993	△28,591	△11,577
		買建	3,004,154	2,014,715	27,648	16,698
合計			—	—	300,972	349,098

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	19,895	—	△60	△60
		買建	9,880	—	4	4
店頭	通貨スワップ		27,813,170	22,465,291	△94,237	△94,237
	為替予約	売建	23,897,892	422,711	354,233	354,233
		買建	40,597,874	1,260,814	△608,294	△608,294
	通貨オプション	売建	8,079,917	4,478,581	△392,883	△8,249
		買建	7,379,758	4,100,317	686,458	382,327
	合計			—	—	△54,778

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	売建	662,558	—	5,878	5,878
		買建	44,642	1,505	△317	△317
	株式指数オプション	売建	198,680	91,797	△13,375	5,867
		買建	267,956	106,899	16,785	△5,198
店頭	有価証券店頭オプション	売建	454,563	267,622	△53,494	△2,362
		買建	294,764	195,470	34,309	119
	有価証券店頭指数等スワップ	株価指数変化率受取・金利支払	125,621	123,669	△5,347	△5,347
		金利受取・株価指数変化率支払	64,901	43,350	11,747	11,747
	有価証券店頭指数等先渡取引	売建	5,387	—	166	166
		買建	3,706	—	△167	△167
合計			—	—	△3,814	10,386

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	1,748,597	46,321	△6,863	△6,863
		買建	820,393	23,589	3,865	3,865
	債券先物 オプション	売建	452,156	41,634	△776	89
		買建	220,850	140,650	440	△243
店頭	債券店頭 オプション	売建	431,265	319,187	△842	992
		買建	330,798	235,589	468	△90
	債券店頭 スワップ	受取変動・ 支払固定	3,000	3,000	△71	△71
		受取変動・ 支払変動	132,000	132,000	△2,722	△2,722
合計			—	—	△6,501	△5,042

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	売建	56,391	24,561	4,513	4,513
		買建	111,633	41,075	△6,602	△6,602
	商品オプション	売建	154,338	57,771	△8,788	2,537
		買建	125,315	51,270	8,108	△3,176
店頭	商品スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	288,118	179,738	△35,687	△35,687
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	235,605	165,284	81,850	81,850
	商品オプション	売建	297,874	198,995	△21,005	△19,071
		買建	320,585	209,082	19,304	17,694
合計			—	—	41,692	42,057

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,458,416	2,641,646	21,403	21,403
		買建	3,512,850	2,380,371	△13,722	△13,722
	トータル・レタ ー・オプション ・スワップ	売建	—	—	—	—
		買建	4,612	—	39	39
合計			—	—	7,720	7,720

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	5	—	△1	1
		買建	—	—	—	—
	地震 デリバティブ	売建	8,442	8,442	△700	△700
		買建	8,442	8,442	△23	△23
合計			—	—	△725	△722

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	売建	3,504,475	1,752,544	3,523	3,523
		買建	4,818,330	3,652,210	△10,116	△10,116
	金利オプション	売建	3,702,241	—	△1,458	23
		買建	3,225,731	2,059	1,700	△628
店頭	金利先渡契約	売建	11,873,323	58,612	1,580	1,580
		買建	13,753,954	58,612	△1,375	△1,375
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	237,364,867	174,788,918	4,966,602	4,966,602
		受取変動・ 支払固定	243,238,512	175,312,343	△4,611,745	△4,611,745
		受取変動・ 支払変動	31,932,056	21,693,203	△15,829	△15,829
		受取固定・ 支払固定	546,982	501,352	△7,620	△7,620
	金利スワップ ション	売建	60,424,650	42,495,253	△574,894	△78,660
		買建	41,875,553	22,055,201	582,882	102,066
	その他	売建	4,876,261	4,145,059	△29,010	△11,337
		買建	3,026,224	2,354,933	28,134	16,948
合計			—	—	332,372	353,430

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	23,621	—	147	147
		買建	11,292	—	△18	△18
店頭	通貨スワップ		29,938,521	24,646,597	△56,671	△56,671
	為替予約	売建	21,980,871	418,810	△88,063	△88,063
		買建	38,977,196	1,139,008	4,128	4,128
	通貨オプション	売建	8,995,119	4,765,173	△432,895	△13,795
		買建	8,385,822	4,615,271	612,234	285,118
	合計			—	—	38,859

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	売建	589,812	—	△47,820	△47,820
		買建	63,922	—	828	828
	株式指数オプション	売建	187,032	49,371	△12,491	1,221
		買建	225,035	42,955	11,853	△2,523
店頭	有価証券店頭オプション	売建	406,087	232,602	△44,961	△3,572
		買建	261,416	141,348	31,136	2,332
	有価証券店頭指数等スワップ	株価指数変化率受取・金利支払	124,539	123,337	△7,165	△7,165
		金利受取・株価指数変化率支払	57,108	52,218	7,011	7,011
	有価証券店頭指数等先渡取引	売建	3,931	—	△289	△289
		買建	3,809	—	283	283
合計			—	—	△61,615	△49,694

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	1,042,629	147,298	3,504	3,504
		買建	923,675	63,767	△1,265	△1,265
	債券先物 オプション	売建	323,792	12,501	△773	264
		買建	267,103	67,779	937	4
店頭	債券店頭 オプション	売建	378,429	327,849	△720	1,730
		買建	197,338	151,699	354	89
	債券店頭 スワップ	受取変動・ 支払固定	3,000	3,000	△55	△55
		受取変動・ 支払変動	132,000	132,000	△2,781	△2,781
合計			—	—	△799	1,492

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	売建	40,278	18,626	△3,401	△3,401
		買建	82,247	32,618	6,076	6,076
	商品オプション	売建	58,297	23,057	△2,295	1,242
		買建	36,540	16,161	3,950	31
店頭	商品スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	327,855	178,505	△54,619	△54,619
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	261,089	165,355	109,097	109,097
	商品オプション	売建	278,104	129,442	△28,050	△26,100
		買建	284,245	127,766	24,408	22,728
合計			—	—	55,165	55,054

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,803,392	2,963,381	13,017	13,017
		買建	4,042,004	2,898,065	△7,568	△7,568
	トータル・レタ ー・オプション ・スワップ	売建	—	—	—	—
		買建	25,701	—	△8,799	△8,799
合計			—	—	△3,350	△3,350

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	19	—	△1	△0
		買建	—	—	—	—
	地震 デリバティブ	売建	8,694	8,694	△923	△923
		買建	8,694	8,694	21	21
合計			—	—	△903	△902

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類		主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	受取固定・支払変動	貸出金、預金等の有利息の金融資産・負債	16,034,138	6,455,973	263,615
		受取変動・支払固定		3,554,535	2,194,409	△90,212
		受取変動・支払変動		20,000	20,000	1,138
	金利先物			2,047,073	198,685	879
	その他			534,180	414,450	8,675
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ	受取固定・支払変動	その他有価証券(債券)	6,863	6,863	407
		受取変動・支払固定		193,160	133,398	△5,787
		受取固定・支払固定		101,836	95,906	6,254
金利スワップの特例処理	金利スワップ	受取固定・支払変動	貸出金、借入金、社債等の有利息の金融資産・負債	184,082	134,500	(注) 3
		受取変動・支払固定		205,965	146,769	
	合計		—	—	—	184,971

(注) 1 業種別監査委員会報告第24号等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金及び社債等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該科目の時価に含めて記載してあります。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出 金、有価証 券、預金等	5,914,066	1,132,304	62,639
	為替予約		413,856	—	27,563
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ	外貨建の借用 金	4,400	1,605	(注) 3
	合計	—	—	—	90,202

(注) 1 業種別監査委員会報告第25号等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該科目の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	株式指数先物	その他有価証 券(その他)	373	—	△7
	合計	—	—	—	△7

(注) 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	債券店頭オプ ション	その他有価証 券(債券)	3,220,000	—	2,343
	合計	—	—	—	2,343

(注) 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 1,705百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	17
	当社監査役	5
	当社執行役員	45
	子会社役員、執行役員	166
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式	5,655,800
付与日	平成21年7月14日	
権利確定条件	退任	
対象勤務期間	自 平成21年6月26日 至 平成22年定時株主総会	
権利行使期間	自 平成21年7月14日 至 平成51年7月13日	
権利行使価格(円)		1
付与日における公正な評価単価(円)		487

(注) 株式数に換算して記載しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 1,706百万円
- 2 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における当初の資産計上額及び科目名
現金預け金 4百万円
- 3 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	16
	当社監査役	5
	当社執行役員	44
	子会社役員、執行役員	191
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式	7,911,800
付与日	平成22年7月16日	
権利確定条件	退任	
対象勤務期間	自 平成22年6月29日 至 平成23年定時株主総会	
権利行使期間	自 平成22年7月16日 至 平成52年7月15日	
権利行使価格(円)		1
付与日における公正な評価単価(円)		366

(注) 株式数に換算して記載しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 2,799百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

① ストック・オプションの内容

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役 15	当社取締役 17	当社取締役 17
	当社監査役 5	当社監査役 5	当社監査役 5
	当社執行役員 39	当社執行役員 40	当社執行役員 45
	子会社役員、執 行役員 130	子会社役員、執 行役員 174	子会社役員、執 行役員 166
株式の種類別のスト ック・オプションの数(株) (注)	普通株式 2,798,000	普通株式 3,263,600	普通株式 5,655,800
付与日	平成19年12月6日	平成20年7月15日	平成21年7月14日
権利確定条件	退任	退任	退任
対象勤務期間	自 平成19年6月28日 至 平成20年6月27日	自 平成20年6月27日 至 平成21年6月26日	自 平成21年6月26日 至 平成22年6月29日
権利行使期間	自 平成19年12月6日 至 平成49年12月5日	自 平成20年7月15日 至 平成50年7月14日	自 平成21年7月14日 至 平成51年7月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	2,156,800	3,235,800	—
付与	—	—	5,655,800
失効	—	6,200	42,300
権利確定	527,900	475,400	21,800
未確定残	1,628,900	2,754,200	5,591,700
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	527,900	475,400	21,800
権利行使	527,900	475,400	21,800
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(ロ)単価情報

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	599	595	484
付与日における公正な評価単価(円)	1,032	923	487

③ スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ)使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ)主な基礎数値及び見積方法

		平成21年ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	44.45%
予想残存期間	(注) 2	4年
予想配当	(注) 3	12円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.52%

(注) 1 4年間(平成17年7月14日から平成21年7月13日まで)の株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、当社及び連結子会社役員の平均的な就任期間に基づき見積っております。

3 平成21年3月期の普通株配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

④ スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(2) 連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

① ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)(注)3	同社取締役 1	同社取締役 1	同社取締役 1
	同社従業員 36	同社監査役 1	同社執行役 1
		同社従業員 4	同社従業員 31
株式の種類別のストック・ オプションの数 (株)(注)1、2	同社普通株式 12,861	同社普通株式 1,854	同社普通株式 4,314
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役役に就任しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	378	171	3,201
権利確定	—	—	—
権利行使	—	63	—
失効	—	—	51
未行使残	378	108	3,150

(ロ)単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価(円) (注)1	—	116,000	—
付与日における公正な評価 単価(円)(注)2	—	—	—

(注) 1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。

2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(3) 連結子会社(アコム株式会社)

① スtock・オプションの内容

	平成15年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	同社取締役 10 同社従業員 1,739
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	同社普通株式 349,800
付与日	平成15年8月1日
権利確定条件	付与日(平成15年8月1日)から権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成15年8月1日 至 平成17年6月30日
権利行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成22年6月30日

(注) 同社の株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成15年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	121,110
権利確定	—
権利行使	—
失効	2,000
未行使残	119,110

(ロ) 単価情報

	平成15年ストック・オプション
権利行使価格(円)	4,931
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(4) 連結子会社(アイ・アール債権回収株式会社)

① ストック・オプションの内容

	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	同社取締役 5 同社従業員 30
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	同社普通株式 133
付与日	平成16年10月1日
権利確定条件	上場した場合、かつ、権利確定日(上場日)において在籍していること。
対象勤務期間	自 平成16年10月1日 至 平成19年8月31日
権利行使期間	自 上場日 至 平成22年8月31日

(注) 同社の株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成16年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	49
付与	—
失効	15
権利確定	—
未確定残	34
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(ロ) 単価情報

	平成16年ストック・オプション
権利行使価格(円)	67,900
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード・ 貸金業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,731,371	259,252	221,506	317,663	88,639	2,618,434	—	2,618,434
(2) セグメント間の 内部経常収益	55,395	14,727	11,311	6,821	114,388	202,643	(202,643)	—
計	1,786,767	273,980	232,818	324,485	203,027	2,821,078	(202,643)	2,618,434
経常費用	1,639,850	236,104	193,390	334,670	86,211	2,490,226	(104,839)	2,385,386
経常利益(△経常損失)	146,916	37,876	39,427	△10,185	116,816	330,851	(97,804)	233,047

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金95,290百万円が含まれております。

4 事業区分の方法

平成20年12月にアコム株式会社が連結子会社となり、コンシューマーファイナンス事業としての「貸金業」の重要性が高まったことに伴い、前連結会計年度の第3四半期連結累計期間より、従来「その他」に含まれていた「貸金業」を区分し、「クレジットカード業」を含めた「クレジットカード・貸金業」として表示しております。

なお、当中間連結会計期間の「クレジットカード・貸金業」に含まれる「貸金業」の経常収益、経常費用及び経常利益は、それぞれ以下のとおりであります。

当中間連結会計期間

経常収益	134,966百万円
経常費用	132,003百万円
経常利益	2,962百万円

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード・ 貸金業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	3,371,761	509,844	390,702	602,269	165,704	5,040,282	—	5,040,282
(2) セグメント間の 内部経常収益	111,921	25,743	29,000	18,020	234,622	419,308	(419,308)	—
計	3,483,683	535,588	419,703	620,289	400,326	5,459,590	(419,308)	5,040,282
経常費用	3,004,886	478,183	365,463	677,457	171,825	4,697,817	(203,232)	4,494,585
経常利益(△経常損失)	478,796	57,404	54,239	△57,168	228,500	761,772	(216,075)	545,697

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金202,648百万円が含まれております。

4 金融商品に関する会計基準

当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。

これにより、従来の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で7,875百万円増加し、経常利益は「銀行業」で同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,004,671	291,732	6,289	168,472	147,268	2,618,434	—	2,618,434
(2) セグメント間の 内部経常収益	41,056	19,134	51,255	23,589	18,580	153,616	(153,616)	—
計	2,045,727	310,866	57,545	192,062	165,848	2,772,051	(153,616)	2,618,434
経常費用	1,912,580	337,650	24,250	148,189	116,041	2,538,711	(153,324)	2,385,386
経常利益(△経常損失)	133,147	△26,783	33,295	43,873	49,806	233,339	(292)	233,047

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	3,917,221	551,877	19,029	272,930	279,223	5,040,282	—	5,040,282
(2) セグメント間の 内部経常収益	78,582	36,239	105,366	40,631	27,566	288,386	(288,386)	—
計	3,995,803	588,116	124,396	313,561	306,790	5,328,668	(288,386)	5,040,282
経常費用	3,654,206	580,126	43,403	285,593	201,401	4,764,732	(270,147)	4,494,585
経常利益	341,596	7,989	80,992	27,967	105,388	563,935	(18,238)	545,697

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 金融商品に関する会計基準

当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）を適用しております。

これにより、従来の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で7,875百万円増加し、経常利益は「日本」で同額減少しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	613,763
II 連結経常収益	2,618,434
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	23.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,123,060
II 連結経常収益	5,040,282
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	22.2

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは傘下に普通銀行・信託銀行・証券会社に加え、トップクラスのカード会社・消費者金融会社等を擁し、本格的な総合金融サービス業を展開しております。また、リテール・法人・受託財産を主要3事業とする連結事業本部制度を導入し、業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開しております。

当社グループは傘下の各エンティティと連結事業本部を基礎とする複数のセグメント区分を有するマトリクス組織を採用することから、将来のキャッシュ・フロー予測を適切に評価いただくため、異なる業界・規制環境下にある以下の主要エンティティ(連結ベース)を報告セグメントとしております。

㈱三菱東京UFJ銀行：銀行業務

三菱UFJ信託銀行㈱：銀行業務・信託業務

三菱UFJ証券ホールディングス㈱：証券業務

コンシューマーファイナンス子会社：クレジットカード業務・貸金業務

なお、連結事業本部に基づく事業部門別収益状況は、「第2 [事業の状況] 4 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (3) 事業部門別収益」をご参照ください。

(注) コンシューマーファイナンス子会社には、三菱UFJニコス㈱及びアコム㈱が含まれております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載方法と同一であります。また、セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	㈱三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行㈱	三菱UFJ証券ホールディングス㈱	コンシューマーファイナンス子会社	その他	計	調整額	中間連結財務諸表計上額
経常収益	1,655,514	282,664	164,850	274,190	293,270	2,670,489	△301,010	2,369,479
うち資金運用収益	960,718	111,672	21,672	159,407	257,421	1,510,892	△233,161	1,277,731
うち持分法投資利益	—	674	1,009	60	—	1,744	△1,744	—
うち負ののれん償却額	—	—	—	—	—	—	795	795
外部顧客に対する経常収益	1,611,508	268,956	152,785	263,637	72,590	2,369,479	—	2,369,479
セグメント間の内部経常収益等	44,005	13,707	12,065	10,552	220,679	301,010	△301,010	—
セグメント利益(△は損失)	323,653	39,753	19,430	△50,969	226,292	558,160	△201,384	356,775
セグメント資産	161,534,721	24,064,650	24,741,761	4,388,088	12,829,099	227,558,321	△21,177,451	206,380,869
その他の項目								
減価償却費	74,515	18,314	10,824	11,038	636	115,329	2,625	117,955
のれんの償却額	8,466	—	508	479	—	9,454	6,332	15,787
資金調達費用	193,755	35,760	29,647	16,984	22,562	298,709	△30,233	268,475
持分法投資損失	7,544	—	—	—	—	7,544	335	7,879
特別利益	29,522	4,312	28,464	6,984	1,745	71,029	△30,449	40,580
特別損失	21,881	2,270	4,750	4,871	122	33,896	△260	33,635
うち固定資産の減損損失	2,936	230	1,594	93	—	4,854	—	4,854
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,833	1,525	2,473	4,535	81	24,450	△3	24,447
税金費用	131,951	24,654	4,279	2,441	14,458	177,786	7,033	184,820
のれんの未償却残高	270,981	—	733	8,463	—	280,178	195,887	476,065
持分法適用会社への投資額	191,581	51,211	313,869	361	39,206	596,230	13,670	609,901
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	69,164	12,699	8,189	11,536	1,356	102,947	—	102,947

(注) 1 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、経常収益、資金運用収益、資金調達費用を各々記載しております。

2 「その他」には、当社、三菱UFJ投信㈱等が含まれております。

3 「その他」におけるセグメント利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金187,315百万円が含まれております。

4 資金運用収益の調整額には、当社が計上した関係会社からの受取配当金の消去が含まれております。

5 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去等△186,952百万円、三菱UFJ証券ホールディングス㈱の組織再編に伴う損益△26,816百万円、及び各セグメントに配分していない持分法投資損益・のれん及び負ののれん償却額・税金費用・少数株主損益12,385百万円が含まれております。

6 セグメント資産の調整額は、主にセグメント間の債権債務消去です。

7 のれんの償却額の調整額は、主にコンシューマーファイナンス子会社と三菱UFJ証券ホールディングス㈱に係るものです。

8 特別利益及び特別損失の調整額には、三菱UFJ証券ホールディングス㈱の組織再編に伴う損益が含まれております。

9 のれんの未償却残高の調整額は、主にコンシューマーファイナンス子会社と三菱UFJ証券ホールディングス㈱に係るものです。

10 セグメント利益は、中間連結損益計算書の中間純利益と調整を行っております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(平成21年3月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月21日 企業会計基準委員会)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	欧州・中近東	アジア・オセアニア	その他	合計
1,892,222	246,748	103,229	118,903	8,375	2,369,479

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は、当社グループ拠点の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
1,143,820	186,546	16,768	1,347,135

3 主要な顧客ごとの情報

該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

企業結合等関係について記載すべき重要なものではありません。

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(モルガン・スタンレー証券との統合)

1. 企業結合の概要

当社とMorgan Stanley(以下「モルガン・スタンレー」という。)は、平成20年10月13日に実施した当社によるモルガン・スタンレーへの出資以降、グローバルな戦略的アライアンスの具体化について検討を進め、当社とモルガン・スタンレーのネットワークと顧客基盤等を活用した統合効果を最大限発揮できる形態とするため、平成22年3月30日に、三菱UFJ証券株式会社(当時の商号。平成22年4月1日付けで「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社」に商号変更済み。以下「MUSHD」という。)の国内の事業とモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」という。)の事業の統合に関する統合契約書を締結いたしました。当該契約書に従い、平成22年5月1日付けで以下のように当社とモルガン・スタンレーの共同出資による証券会社2社(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「MUMSS」という。))及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社(以下「MSMS」という。))が発足いたしました。

(1) 当該事象の内容

①統合により発足した証券会社の概要

商号	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社
事業内容	金融商品取引業	金融商品取引業
議決権保有比率	MUSHD : 60% モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社(以下MSJHDという。): 40%	MSJHD : 51% MUSHD : 49%
経済的出資持分	MUSHD : 60% MSJHD : 40%	MUSHD : 60% MSJHD : 40%

②統合ストラクチャーの概要

本件統合において以下のスキームを採用し、発足する証券会社2社に係る経済的出資持分を、原則としてMUSHDとMSJHDで60 : 40といたしました。

(イ) MUSHDとMSJHDは、それぞれMUMSS及びMSMSの過半数の議決権が付与された株式(MUSHDはMUMSSの議決権総数の60%、MSJHDはMSMSの議決権総数の51%)の直接保有を継続しつつ、MUMSS及びMSMSが発行するその他の株式をいずれも別途設立する民法上の任意組合(MMパートナーシップ、以下「本組合」という。)に現物出資いたしました。本組合に対する組合出資持分については、MUSHDが60%、MSJHDが40%を取得することにより、MUMSS及びMSMSに係る経済的出資持分比率をMUSHDとMSJHDで60 : 40といたしました。本組合は当該目的のために組成したものです。

(ロ) また、本組合が保有するMUMS S株式及びMSMS株式に係る議決権行使に関する組合契約上の取り決めに基づき、本組合を通じて、MUSHHDは、MUMS S/MSMSに対する配当請求権の60%に加えてMSMSの議決権の49%を実質的に取得し、MSJHDは、MUMS S/MSMSに対する配当請求権の40%に加えてMUMS Sの議決権の40%を実質的に取得いたしました。

(ハ) モルガン・スタンレー証券のインベストメントバンキング部門は、会社分割(吸収分割)により平成22年5月1日付けでMUMS Sに承継されました。

2. 当該結合の事象ごとの内訳

(1) 任意組合(MMパートナーシップ)の設立及び現物出資

①出資の概要

MUSHHDは、保有するMUMS S株式のうち直接保有を継続する株式を除き現物出資を行っております。なお、MSJHDより、同社が保有するMSMS株式のうちMSJHDが直接保有を継続する株式を除き現物出資の受け入れを行っております。

現物出資により拠出される株式については、事前に合意された平成22年5月1日時点における評価額を基準とし、本組合に対する組合出資持分(MUSHHD:60%、MSJHD:40%)を前提とした、現金による調整がMUSHHDとMSJHDとの間で行われました。なお、評価額は、クロージング時におけるMUMS S及びMSMSのそれぞれの純資産評価額を勘案した上で、決定されました。

②実施した会計処理の概要

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)に基づき共通支配下の取引として会計処理を行っております。また、MUMS S株式を現物出資したことに伴うMUMS Sに対する持分比率の減少について、子会社株式の一部売却及び既存のれんの償却処理を行った結果、持分変動利益が発生しており、中間連結損益計算書上、その他の特別利益に含めております。

持分変動利益の金額 1,096百万円

③子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内容

MMパートナーシップの組合出資金 353,152百万円

(2) MUSHHDの任意組合(MMパートナーシップ)を介したMSMSの持分取得

①中間連結財務諸表に含まれる被投資会社の業績の期間

平成22年5月1日から平成22年9月30日まで

②被投資会社の取得原価及びその内訳

取得の対価	任意組合(MMパートナーシップ)に対して現物出資した種類株式の時価	291,139百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	2,582百万円
取得原価		293,721百万円

③発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ) 発生したのれん

108,278百万円

(ロ) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(ハ) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

(注) MUSHDの連結子会社であるMMパートナーシップが、MSMSの配当請求権の100%を保有しているため、MSMSの資本及び損益を持分法で全額取り込んだのち、当社に帰属しないMSJHDの持分相当40%を少数株主損益及び少数株主持分として処理しております。

(3) インベストメントバンキング部門の統合

①中間連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

平成22年5月1日から平成22年9月30日まで

②取得した事業の取得原価及びその内訳

無対価の吸収分割のため、該当ありません。なお、本件吸収分割の対価は、当事者間の合意で決定されております。

③発生したのれん

(イ) 発生したのれん

426百万円

(ロ) 発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(ハ) 償却方法及び償却期間

のれん

④企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

その他負債 426百万円

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

企業結合等関係について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 621円44銭	1株当たり純資産額 617円45銭	1株当たり純資産額 612円5銭
1株当たり中間純利益金額 11円8銭	1株当たり中間純利益金額 24円59銭	1株当たり当期純利益金額 29円56銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 11円8銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 24円52銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 29円54銭
(注)1. 1株当たり中間純利益金額 及び潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額の算定 上の基礎は、次のとおりで あります。	(注)1. 1株当たり中間純利益金額 及び潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額の算定 上の基礎は、次のとおりで あります。	(注)1. 1株当たり当期純利益金額 及び潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額の算定 上の基礎は、次のとおりで あります。
1株当たり中間純利益金額 中間純利益 140,948百万円 普通株主に帰属しない金額 11,970百万円 うち優先配当額 11,970百万円 普通株式に係る中間純利益 128,978百万円 普通株式の中間期中平均株式数 11,639,665千株	1株当たり中間純利益金額 中間純利益 356,775百万円 普通株主に帰属しない金額 8,970百万円 うち優先配当額 8,970百万円 普通株式に係る中間純利益 347,805百万円 普通株式の中間期中平均株式数 14,140,309千株	1株当たり当期純利益金額 当期純利益 388,734百万円 普通株主に帰属しない金額 24,206百万円 うち優先配当額 24,206百万円 普通株式に係る当期純利益 364,528百万円 普通株式の期中平均株式数 12,329,080千株
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 中間純利益調整額 うち優先配当額 0百万円 うち連結子会社等の潜在株式 による調整額 △0百万円 普通株式増加数 519千株 うち優先株式 1千株 うち新株予約権 518千株	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 中間純利益調整額 うち優先配当額 0百万円 うち連結子会社等の潜在株式 による調整額 △737百万円 普通株式増加数 11,461千株 うち優先株式 1千株 うち新株予約権 11,460千株	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 当期純利益調整額 うち優先配当額 0百万円 うち連結子会社等の 潜在株式による調整額 △44百万円 普通株式増加数 8,644千株 うち優先株式 1千株 うち新株予約権 8,643千株

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p> <p>連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成21年9月末現在個数 1,067個 <p>アコム株式会社 平成15年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成15年8月1日 ・行使期限 平成22年6月30日 ・権利行使価格 4,931円 ・当初付与個数 34,980個 ・平成21年9月末現在個数 12,031個 <p>アイ・アール債権回収株式会社 平成16年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成16年10月1日 ・行使期限 平成22年8月31日 ・権利行使価格 67,900円 ・当初付与個数 133個 ・平成21年9月末現在個数 39個 <p>エム・ユー・ハンズオンキャピタル株式会社 平成12年②ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成12年12月18日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 65,000円 ・当初付与個数 1,200個 ・平成21年9月末現在個数 375個 	<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p> <p>連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 1,636円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成22年9月末現在個数 834個 <p>エム・ユー・ハンズオンキャピタル株式会社 平成12年②ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成12年12月18日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 65,000円 ・当初付与個数 1,200個 ・平成22年9月末現在個数 375個 <p>平成14年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成15年5月20日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・平成22年9月末現在個数 245個 <p>株式会社福寅 第1回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成22年3月24日 ・行使期限 平成26年3月24日 ・権利行使価格 12,000円 ・当初付与個数 9,830個 ・平成22年9月末現在個数 9,830個 	<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p> <p>連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成22年3月末現在個数 1,050個 <p>アコム株式会社 平成15年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成15年8月1日 ・行使期限 平成22年6月30日 ・権利行使価格 4,931円 ・当初付与個数 34,980個 ・平成22年3月末現在個数 11,911個 <p>アイ・アール債権回収株式会社 平成16年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成16年10月1日 ・行使期限 平成22年8月31日 ・権利行使価格 67,900円 ・当初付与個数 133個 ・平成22年3月末現在個数 34個 <p>エム・ユー・ハンズオンキャピタル株式会社 平成12年②ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成12年12月18日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 65,000円 ・当初付与個数 1,200個 ・平成22年3月末現在個数 375個

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
平成14年ストック・オプション ・付与日 平成15年5月20日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・平成21年9月末現在個数 245個	第2回新株予約権 ・付与日 平成22年3月24日 ・行使期限 平成26年3月24日 ・権利行使価格 12,000円 ・当初付与個数 2,540個 ・平成22年9月末現在個数 2,540個	平成14年ストック・オプション ・付与日 平成15年5月20日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・平成22年3月末現在個数 245個

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。
純資産の部の合計額 9,945,632百万円 純資産の部の合計額から控除する金額 2,711,976百万円 うち優先株式 640,001百万円 うち優先配当額 11,970百万円 うち新株予約権 5,429百万円 うち少数株主持分 2,054,575百万円 普通株式に係る中間期末の純資産額 7,233,655百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 11,640,109千株	純資産の部の合計額 11,331,965百万円 純資産の部の合計額から控除する金額 2,600,312百万円 うち優先株式 390,001百万円 うち優先配当額 8,970百万円 うち新株予約権 6,168百万円 うち少数株主持分 2,195,173百万円 普通株式に係る中間期末の純資産額 8,731,652百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 14,141,362千株	純資産の部の合計額 11,299,459百万円 純資産の部の合計額から控除する金額 2,645,901百万円 うち優先株式 640,001百万円 うち優先配当額 12,236百万円 うち新株予約権 6,451百万円 うち少数株主持分 1,987,213百万円 普通株式に係る年度末の純資産額 8,653,557百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた年度末の普通株式の数 14,138,632千株

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																										
<p>(新株式発行に係る発行登録) 当社は、平成21年11月18日開催の取締役会において、新株式発行について発行登録を行うことを以下のとおり決議し、同日付で発行登録書を関東財務局長に提出いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 募集有価証券の種類 当社普通株式 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで (平成21年11月26日～平成22年11月25日) 募集方法 一般募集 発行予定額 1兆円を上限とします。 調達資金の用途 将来の新株式発行による調達資金は、一般運転資金に充当する予定であります。 引受証券会社(予定) 引受人のうち、主たるものは、三菱UFJ証券株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目4番1号)、モルガン・スタンレー証券株式会社(東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)、野村証券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目9番1号)、JPモルガン証券株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目7番3号)および大和証券エスエムビーシー株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)を予定しております。 (注) 大和証券エスエムビーシー株式会社は平成22年1月1日付をもって、大和証券キャピタル・マーケット株式会社(以下「大和証券」)に商号を変更する予定です。 <p>(モルガン・スタンレーとの日本における証券会社の統合) 当社は、モルガン・スタンレーとのグローバルな戦略的アライアンスの一環として、平成21年3月26日付で覚書を締結いたしました三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」)とモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」)との統合に関し、平成21年11月18日開催の取締役会において、統合形態および実施予定日について一部変更を決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 統合形態 昨今のグローバルな金融規制環境の動向等を踏まえ、当社とモルガン・スタンレーの日本における証券事業の統合形態を以下のように共同出資による2社体制とし、両社のネットワークと顧客基盤等を活用した統合効果を最大限発揮できる形態といたします。 	<p>(優先出資証券の償還) 当社は、平成22年11月15日開催の取締役会において、当社の子会社である海外特別目的会社の発行した優先出資証券について、全額償還することを承認する決議をいたしました。</p> <p>償還する優先出資証券の概要は以下のとおりです。なお、償還予定日は平成23年1月25日です。</p> <table border="1" data-bbox="592 645 989 1339"> <tr> <td>発行体</td> <td>MTFG Capital Finance Limited</td> </tr> <tr> <td>証券の種類</td> <td>円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>年2.52%(平成28年1月まで固定) 平成28年1月以降は変動金利</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>1,650億円</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成17年8月24日</td> </tr> <tr> <td>償還対象総額</td> <td>1,650億円</td> </tr> <tr> <td>償還金額</td> <td>1証券につき1,000万円(払込金額相当額)</td> </tr> </table>	発行体	MTFG Capital Finance Limited	証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する	償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる	配当	年2.52%(平成28年1月まで固定) 平成28年1月以降は変動金利	発行総額	1,650億円	払込日	平成17年8月24日	償還対象総額	1,650億円	償還金額	1証券につき1,000万円(払込金額相当額)	<ol style="list-style-type: none"> 優先株式の取得及び消却 当社は平成22年2月3日開催の取締役会において、当社発行の第一回第三種優先株式の全部につき、資本政策の一環として、当社定款第18条第2項の規定に基づく取得を行うこと及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うこと並びに当該取得及び消却の効力発生日を平成22年4月1日とすることを決議しております。 上記決議に基づき、当社は平成22年4月1日付けで第一回第三種優先株式の全部を取得し、これを全て消却しております。 <table border="1" data-bbox="1007 723 1412 1059"> <tr> <td>取得の方法</td> <td>第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得</td> </tr> <tr> <td>取得・消却した株式の種類</td> <td>第一回第三種優先株式</td> </tr> <tr> <td>取得・消却した株式の総数</td> <td>100,000千株</td> </tr> <tr> <td>取得価額・消却価額の総額</td> <td>250,000百万円 (1株につき2,500円)</td> </tr> <tr> <td>消却の方法</td> <td>その他資本剰余金からの減額</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> モルガン・スタンレーとの日本における証券会社の統合 当社とMorgan Stanley(以下「モルガン・スタンレー」という。)は、平成20年10月13日に実施した当社によるモルガン・スタンレーへの出資以降、グローバルな戦略的アライアンスの具体化について検討を進め、当社とモルガン・スタンレーのネットワークと顧客基盤等を活用した統合効果を最大限発揮できる形態とするため、平成22年3月30日に、三菱UFJ証券株式会社(当時の商号。平成22年4月1日付けで「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社」に商号変更済み。以下「旧三菱UFJ証券」または「三菱UFJ証券ホールディングス」という。)の国内の事業とモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」という。)の事業の統合に関する統合契約書を締結いたしました。当該契約書に従い、平成22年5月1日付けで以下のように当社とモルガン・スタンレーの共同出資による証券会社2社(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社(以下「モルガン・スタンレーMUFJ証券」という。))が発足いたしました。 	取得の方法	第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得	取得・消却した株式の種類	第一回第三種優先株式	取得・消却した株式の総数	100,000千株	取得価額・消却価額の総額	250,000百万円 (1株につき2,500円)	消却の方法	その他資本剰余金からの減額
発行体	MTFG Capital Finance Limited																											
証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する																											
償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる																											
配当	年2.52%(平成28年1月まで固定) 平成28年1月以降は変動金利																											
発行総額	1,650億円																											
払込日	平成17年8月24日																											
償還対象総額	1,650億円																											
償還金額	1証券につき1,000万円(払込金額相当額)																											
取得の方法	第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得																											
取得・消却した株式の種類	第一回第三種優先株式																											
取得・消却した株式の総数	100,000千株																											
取得価額・消却価額の総額	250,000百万円 (1株につき2,500円)																											
消却の方法	その他資本剰余金からの減額																											

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(1) 三菱UFJ証券の事業と、モルガン・スタンレー証券の事業のうちインベストメントバンキング部門を統合し、社名を「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」といたします。同社の概要は以下のとおりです。</p> <p>会社名(商号)： (和文) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (英文) Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd.</p> <p>出資比率： 当社：モルガン・スタンレー＝60%：40%(議決権ベース)</p> <p>主要役員： 代表取締役は5名とする。 会長(Chairman)はモルガン・スタンレーが指名し、社長(President & CEO)は当社が指名。 また、副社長兼リテール／ミドルマーケット部門長(Deputy President & CEO of Retail/Middle Markets)並びに副社長兼セールスアンドトレーディング部門長(Deputy President & CEO of Sales and Trading)は当社が指名し、副社長兼インベストメントバンキング部門長(Deputy President & CEO of Investment Banking)はモルガン・スタンレーが指名(以上、呼称はいずれも仮称)。</p> <p>(2) モルガン・スタンレー証券におけるセールスアンドトレーディング部門を中心とした、インベストメントバンキング部門以外の事業は、「モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社」といたします。同社の概要は以下のとおりです。</p> <p>会社名(商号)： (和文) モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 (英文) Morgan Stanley MUFJ Securities Co., Ltd.</p> <p>出資比率： モルガン・スタンレー：当社＝51%：49%(議決権ベース)</p> <p>主要役員： 会長(Chairman)は当社が指名し、社長(President & CEO)はモルガン・スタンレーが指名。</p>		<p>(1) 当該事象の内容</p> <p>① 統合により発足した証券会社 (イ)三菱UFJモルガン・スタンレー証券 旧三菱UFJ証券の国内の事業と、モルガン・スタンレー証券の事業のうちインベストメントバンキング部門を統合し、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」が発足いたしました。モルガン・スタンレー証券のインベストメントバンキング部門は、会社分割(吸収分割)により平成22年5月1日付けで三菱UFJモルガン・スタンレー証券に承継されました。</p> <p>会社名(商号)： (和文) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (英文) Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd.</p> <p>本社所在地： 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号</p> <p>株主： 三菱UFJ証券ホールディングス(当社100%出資)(議決権保有比率、経済的出資持分比率とも60%) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社(モルガン・スタンレー100%出資。以下「モルガン・スタンレー・ホールディングス」という。)(議決権保有比率、経済的出資持分比率とも40%)</p> <p>(ロ)モルガン・スタンレーMUFJ証券 モルガン・スタンレー証券における、インベストメントバンキング部門を除いたセールスアンドトレーディング部門と資本市場(株式・債券引受)部門の事業は、「モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社」とし、当社との合弁事業といたしました。</p> <p>会社名(商号)： (和文) モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>なお、同社の経済的出資持分(economic interest)は、当社とモルガン・スタンレーで60%：40%といたします。</p> <p>2. 実施予定日 統合形態の一部変更による影響も勘案し、上記共同出資会社2社の発足は、当局の認可を前提に、平成22年5月中を目指し準備を進めてまいります。</p> <p>なお、当社の連結財務諸表上の影響は、現時点では未定であります。</p>		<p>(英文) Morgan Stanley MUFJ Securities Co., Ltd.</p> <p>本社所在地： 東京都渋谷区恵比寿四 丁目20番3号</p> <p>株主： モルガン・スタンレー・ホールディングス(議決権保有比率：51%) 三菱UFJ証券ホールディングス(議決権保有比率：49%) なお、経済的出資持分は、三菱UFJ証券ホールディングスとモルガン・スタンレー・ホールディングスで60：40といたしました。</p> <p>② 統合に至る経緯 平成21年12月1日 「三菱UFJ証券分割準備株式会社」(旧三菱UFJ証券100%出資)設立 平成22年4月1日 旧三菱UFJ証券が会社分割(吸収分割)により中間持株会社制へ移行 ・旧三菱UFJ証券が「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社」に商号変更 ・三菱UFJ証券分割準備株式会社が「三菱UFJ証券株式会社」(以下「三菱UFJ証券」という。)に商号変更 平成22年5月1日 当社とモルガン・スタンレーの共同出資による証券会社2社の発足 ・三菱UFJ証券が「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」に商号変更 ・モルガン・スタンレー証券の会社分割(吸収分割)により、インベストメントバンキング部門を三菱UFJモルガン・スタンレー証券に承継</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>・モルガン・スタンレー証券が「モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社」に商号変更(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券とモルガン・スタンレーMUF G証券の最初の営業日は、平成22年5月6日となりました。)</p> <p>③ 統合ストラクチャーの概要 (イ)三菱UFJ証券ホールディングスとモルガン・スタンレー・ホールディングスは、それぞれ三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券の過半数の議決権が付与された株式(三菱UFJ証券ホールディングスは三菱UFJモルガン・スタンレー証券の議決権総数の60%、モルガン・スタンレー・ホールディングスはモルガン・スタンレーMUF G証券の議決権総数の51%)の直接保有を継続しつつ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券が発行するその他の株式をいずれも別途設立する民法上の任意組合(MMパートナーシップ)(以下「本組合」という。)に現物出資いたしました。本組合に対する組合出資持分については、三菱UFJ証券ホールディングスが60%、モルガン・スタンレー・ホールディングスが40%を取得することにより、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券に係る経済的出資持分比率を三菱UFJ証券ホールディングスとモルガン・スタンレー・ホールディングスで60：40といたしました。本組合は当該目的のために組成したものです。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																									
		<p>(ロ)また、本組合が保有する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式に係る議決権行使に関する組合契約上の取り決めに基づき、本組合を通じて、三菱UFJ証券ホールディングスは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券/モルガン・スタンレーMUF G証券に対する配当請求権の60%に加えてモルガン・スタンレーMUF G証券の議決権の49%を実質的に取得し、モルガン・スタンレー・ホールディングスは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券/モルガン・スタンレーMUF G証券に対する配当請求権の40%に加えて三菱UFJモルガン・スタンレー証券の議決権の40%を実質的に取得いたしました。</p> <p>(ハ)モルガン・スタンレー証券のインベストメントバンキング部門は、会社分割(吸収分割)により平成22年5月1日付けで三菱UFJモルガン・スタンレー証券に承継されました。</p> <p>MMパートナーシップの概要</p> <table border="1" data-bbox="1005 1176 1412 1964"> <tr> <td data-bbox="1005 1176 1129 1254">名称</td> <td colspan="2" data-bbox="1129 1176 1412 1254">(和文) MMパートナーシップ (英文) MM Partnership</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1005 1254 1129 1294">根拠法</td> <td colspan="2" data-bbox="1129 1254 1412 1294">民法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1005 1294 1129 1355">所在地</td> <td colspan="2" data-bbox="1129 1294 1412 1355">東京都千代田区丸の内二丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1005 1355 1129 1456">事業内容</td> <td colspan="2" data-bbox="1129 1355 1412 1456">三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式の保有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1005 1456 1129 1518">組合契約の効力発生日</td> <td colspan="2" data-bbox="1129 1456 1412 1518">平成22年5月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1005 1518 1129 1619">持分比率</td> <td colspan="2" data-bbox="1129 1518 1412 1619">三菱UFJ証券ホールディングス 60% モルガン・スタンレー・ホールディングス 40%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1005 1619 1129 1964" rowspan="3">当社と当該会社との関係</td> <td data-bbox="1129 1619 1257 1809">資本関係</td> <td data-bbox="1257 1619 1412 1809">当社は三菱UFJ証券ホールディングスを通じて本組合の持分の60%を保有し、本組合は当社の子会社に該当します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 1809 1257 1888">人的関係</td> <td data-bbox="1257 1809 1412 1888">記載すべき人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 1888 1257 1964">取引関係</td> <td data-bbox="1257 1888 1412 1964">記載すべき取引関係はありません。</td> </tr> </table>	名称	(和文) MMパートナーシップ (英文) MM Partnership		根拠法	民法		所在地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		事業内容	三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式の保有		組合契約の効力発生日	平成22年5月1日		持分比率	三菱UFJ証券ホールディングス 60% モルガン・スタンレー・ホールディングス 40%		当社と当該会社との関係	資本関係	当社は三菱UFJ証券ホールディングスを通じて本組合の持分の60%を保有し、本組合は当社の子会社に該当します。	人的関係	記載すべき人的関係はありません。	取引関係	記載すべき取引関係はありません。
名称	(和文) MMパートナーシップ (英文) MM Partnership																										
根拠法	民法																										
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号																										
事業内容	三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式の保有																										
組合契約の効力発生日	平成22年5月1日																										
持分比率	三菱UFJ証券ホールディングス 60% モルガン・スタンレー・ホールディングス 40%																										
当社と当該会社との関係	資本関係	当社は三菱UFJ証券ホールディングスを通じて本組合の持分の60%を保有し、本組合は当社の子会社に該当します。																									
	人的関係	記載すべき人的関係はありません。																									
	取引関係	記載すべき取引関係はありません。																									

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																								
		<p>④ 発足した証券会社2社の概要</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="999 297 1129 387">商号</td> <td data-bbox="1129 297 1260 387">三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</td> <td data-bbox="1260 297 1406 387">モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 387 1129 521">代表者</td> <td data-bbox="1129 387 1260 521">取締役社長 秋草史幸</td> <td data-bbox="1260 387 1406 521">代表取締役社長 ジョナサン B. キンドレッド</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 521 1129 611">本社所在地</td> <td data-bbox="1129 521 1260 611">東京都千代田区丸の内二丁目5番2号</td> <td data-bbox="1260 521 1406 611">東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 611 1129 667">創業年月日</td> <td data-bbox="1129 611 1260 667">昭和23年3月4日</td> <td data-bbox="1260 611 1406 667">昭和59年3月6日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 667 1129 723">主な事業内容</td> <td data-bbox="1129 667 1260 723">金融商品取引業</td> <td data-bbox="1260 667 1406 723">金融商品取引業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 723 1129 813">資本金</td> <td data-bbox="1129 723 1260 813">30億円 (平成22年5月1日現在)</td> <td data-bbox="1260 723 1406 813">1,261億円 (平成22年5月1日現在)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 813 1129 902">従業員数</td> <td data-bbox="1129 813 1260 902">約6,880名 (平成22年5月1日現在)</td> <td data-bbox="1260 813 1406 902">約810名 (平成22年5月1日現在)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 902 1129 929">決算期</td> <td data-bbox="1129 902 1260 929">3月</td> <td data-bbox="1260 902 1406 929">3月</td> </tr> </table>	商号	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	代表者	取締役社長 秋草史幸	代表取締役社長 ジョナサン B. キンドレッド	本社所在地	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	創業年月日	昭和23年3月4日	昭和59年3月6日	主な事業内容	金融商品取引業	金融商品取引業	資本金	30億円 (平成22年5月1日現在)	1,261億円 (平成22年5月1日現在)	従業員数	約6,880名 (平成22年5月1日現在)	約810名 (平成22年5月1日現在)	決算期	3月	3月
商号	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社																								
代表者	取締役社長 秋草史幸	代表取締役社長 ジョナサン B. キンドレッド																								
本社所在地	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号																								
創業年月日	昭和23年3月4日	昭和59年3月6日																								
主な事業内容	金融商品取引業	金融商品取引業																								
資本金	30億円 (平成22年5月1日現在)	1,261億円 (平成22年5月1日現在)																								
従業員数	約6,880名 (平成22年5月1日現在)	約810名 (平成22年5月1日現在)																								
決算期	3月	3月																								
		(2) 当該注記に関する未確定事項につきましては記載していません。																								

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成21年12月21日を払込期日とする募集による新株式発行(2,337,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり412.53円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり428円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では発行価額総額と引受価額総額との差額36,153百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格で販売する方法によった場合と比較して、「その他の経常費用」の額と「資本金」及び「資本剰余金」の合計額は、それぞれ26,440百万円少なく計上されており、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」は、それぞれ同額多く計上されております。</p> <p>なお、連結子会社に対する事実上の引受手数料9,712百万円は、連結財務諸表上の「役員取引等収益」から消去し、「資本剰余金」として処理しております。</p>

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	1,282,791	1,200,598
資金運用収益	730,436	639,699
(うち貸出金利息)	482,113	404,850
(うち有価証券利息配当金)	159,536	168,327
信託報酬	28,058	26,427
役務取引等収益	298,278	288,835
特定取引収益	83,131	61,582
その他業務収益	87,871	151,716
その他経常収益	※1 55,015	※1 32,336
経常費用	1,186,073	957,673
資金調達費用	170,569	132,077
(うち預金利息)	81,489	55,811
役務取引等費用	38,451	38,792
特定取引費用	-	△523
その他業務費用	79,043	37,851
営業経費	545,613	521,227
その他経常費用	※2 352,394	※2 228,249
経常利益	96,718	242,925
特別利益	21,931	23,170
固定資産処分益	5,316	883
償却債権取立益	12,468	17,519
金融商品取引責任準備金取崩額	△2	△1
投資損失引当金戻入益	5,026	-
その他の特別利益	△877	4,769
特別損失	43,541	4,857
固定資産処分損	7,663	2,852
減損損失	5,643	4,709
のれん償却額	※3 27,918	-
その他の特別損失	2,315	△2,705
税金等調整前四半期純利益	75,108	261,238
法人税、住民税及び事業税	32,793	25,144
法人税等還付税額	△16,090	-
法人税等調整額	△20,657	64,101
法人税等合計	△3,954	89,245
少数株主損益調整前四半期純利益		171,992
少数株主利益又は少数株主損失(△)	14,055	△18,435
四半期純利益	65,007	190,427

<p>前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益38,988百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額151,539百万円、貸出金償却92,717百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（平成10年5月12日 日本公認会計士協会）第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益12,691百万円及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料等6,746百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却77,215百万円及び偶発損失引当金繰入額47,883百万円を含んでおります。</p>

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	91,638	16,051	16,490
有価証券	—	121,800	70,000
未収入金	24,200	41,277	44,922
その他	45,404	25,659	36,299
流動資産合計	161,243	204,787	167,712
固定資産			
有形固定資産	※1 280	※1 225	※1 261
無形固定資産	1,337	2,465	1,974
投資その他の資産	9,944,292	10,658,445	11,010,397
投資有価証券	886,142	799,348	906,980
関係会社株式	9,059,633	9,858,826	10,104,826
その他	250	270	324
投資損失引当金	△1,733	—	△1,733
固定資産合計	9,945,910	10,661,136	11,012,633
資産合計	10,107,154	10,865,924	11,180,345
負債の部			
流動負債			
短期借入金	1,002,648	1,386,131	1,129,452
1年内償還予定の社債	200,000	130,000	230,000
1年内返済予定の長期借入金	257,252	238,500	257,252
リース債務	46	43	46
未払金	1,058	1,499	2,439
未払法人税等	325	206	544
引当金	307	333	396
その他	7,071	5,635	6,062
流動負債合計	1,468,709	1,762,349	1,626,193
固定負債			
社債	※3 510,500	※3 380,500	※3 380,500
長期借入金	※2 463,110	※2 173,169	※2 450,245
リース債務	173	121	149
その他	14,019	5,428	11,506
固定負債合計	987,802	559,219	842,401
負債合計	2,456,512	2,321,568	2,468,594

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
株主資本			
資本金	1,620,896	2,137,439	2,136,582
資本剰余金			
資本準備金	1,620,914	2,137,456	2,136,600
その他資本剰余金	2,109,937	1,860,006	2,109,941
資本剰余金合計	3,730,851	3,997,463	4,246,541
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	150,000	150,000	150,000
繰越利益剰余金	2,129,702	2,256,328	2,162,138
利益剰余金合計	2,279,702	2,406,328	2,312,138
自己株式	△31	△21	△217
株主資本合計	7,631,419	8,541,209	8,695,044
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	13,794	△3,017	10,254
評価・換算差額等合計	13,794	△3,017	10,254
新株予約権	5,429	6,163	6,450
純資産合計	7,650,642	8,544,355	8,711,750
負債純資産合計	10,107,154	10,865,924	11,180,345

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業収益	143,203	224,237	290,824
営業費用	※5 8,632	※5 7,679	※5 16,517
営業利益	134,571	216,558	274,306
営業外収益	※1 5,917	※1 7,977	※1 13,544
営業外費用	※2 23,649	※2 22,506	※2 52,002
経常利益	116,839	202,029	235,848
特別利益	※3 563	※3 1,733	※3 563
特別損失	※4 126,459	—	※4 117,757
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△9,056	203,763	118,653
法人税、住民税及び事業税	4,231	3,816	8,070
法人税等調整額	919	8,898	10,494
法人税等合計	5,151	12,715	18,565
中間純利益又は中間純損失 (△)	△14,207	191,048	100,088

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,620,896	2,136,582	1,620,896
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	515,662
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	856	23
当中間期変動額合計	—	856	515,686
当中間期末残高	1,620,896	2,137,439	2,136,582
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	1,620,914	2,136,600	1,620,914
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	515,662
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	856	23
当中間期変動額合計	—	856	515,686
当中間期末残高	1,620,914	2,137,456	2,136,600
その他資本剰余金			
前期末残高	2,109,970	2,109,941	2,109,970
当中間期変動額			
自己株式の処分	△32	65	△29
自己株式の消却	—	△250,000	—
当中間期変動額合計	△32	△249,934	△29
当中間期末残高	2,109,937	1,860,006	2,109,941
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	150,000	150,000	150,000
当中間期末残高	150,000	150,000	150,000
繰越利益剰余金			
前期末残高	2,211,855	2,162,138	2,211,855
当中間期変動額			
剰余金の配当	△67,945	△96,857	△149,804
中間純利益又は中間純損失 (△)	△14,207	191,048	100,088
当中間期変動額合計	△82,152	94,190	△49,716
当中間期末残高	2,129,702	2,256,328	2,162,138
自己株式			
前期末残高	△979	△217	△979
当中間期変動額			
自己株式の取得	△20	△250,011	△245
自己株式の処分	968	207	1,007
自己株式の消却	—	250,000	—
当中間期変動額合計	947	195	762
当中間期末残高	△31	△21	△217

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	7,712,656	8,695,044	7,712,656
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	1,031,325
新株の発行（新株予約権の行使）	—	1,713	47
剰余金の配当	△67,945	△96,857	△149,804
中間純利益又は中間純損失（△）	△14,207	191,048	100,088
自己株式の取得	△20	△250,011	△245
自己株式の処分	935	273	978
自己株式の消却	—	—	—
当中間期変動額合計	△81,237	△153,835	982,387
当中間期末残高	7,631,419	8,541,209	8,695,044
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	—	10,254	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	13,794	△13,272	10,254
当中間期変動額合計	13,794	△13,272	10,254
当中間期末残高	13,794	△3,017	10,254
新株予約権			
前期末残高	4,650	6,450	4,650
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	778	△287	1,800
当中間期変動額合計	778	△287	1,800
当中間期末残高	5,429	6,163	6,450
純資産合計			
前期末残高	7,717,307	8,711,750	7,717,307
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	1,031,325
新株の発行（新株予約権の行使）	—	1,713	47
剰余金の配当	△67,945	△96,857	△149,804
中間純利益又は中間純損失（△）	△14,207	191,048	100,088
自己株式の取得	△20	△250,011	△245
自己株式の処分	935	273	978
自己株式の消却	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	14,572	△13,560	12,055
当中間期変動額合計	△66,665	△167,395	994,443
当中間期末残高	7,650,642	8,544,355	8,711,750

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないもの及び預金と同様の性格を有するものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないもの及び預金と同様の性格を有するものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。主な耐用年数は次の通りであります。 建物 10年～15年 器具及び備品 2年～6年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しており、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しており、換算差額は損益として処理しております。
5 ヘッジ会計の方法	外貨建その他有価証券(投資有価証券)をヘッジ対象とし、同一通貨による外貨建金銭債務(借入金)をヘッジ手段とする時価ヘッジを適用しております。当該時価ヘッジは、個別にヘッジ対象を指定し、ヘッジ対象の直物為替変動リスクを減殺することを目的として実施しております。	同左	同左
6 その他(中間)財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 536百万円</p> <p>※2 長期借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,910百万円を含んでおります。</p> <p>※3 社債には、劣後特約付社債380,500百万円を含んでおります。</p> <p>4 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>142,318百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>保証先</td> <td>発行額</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td>207,483百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td>98,790百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td>120,000百万円</td> </tr> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	207,483百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	98,790百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 491百万円</p> <p>※2 長期借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,669百万円を含んでおります。</p> <p>※3 社債は、全額が劣後特約付社債であります。</p> <p>4 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>132,622百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>保証先</td> <td>発行額</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td>192,786百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td>85,680百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td>120,000百万円</td> </tr> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	192,786百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	85,680百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 439百万円</p> <p>※2 長期借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,845百万円を含んでおります。</p> <p>※3 同左</p> <p>4 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>155,260百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>保証先</td> <td>発行額</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td>213,992百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td>93,690百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td>120,000百万円</td> </tr> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	213,992百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	93,690百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	207,483百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	98,790百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	192,786百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	85,680百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	213,992百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	93,690百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>(3) 当社は、当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行宛に以下の内容で保証書を差入れております。</p> <p>被保証債務の内容</p> <p>当社の子会社である三菱UFJ証券株式会社の株式会社三菱東京UFJ銀行に対する債務のうち、三菱UFJ証券株式会社と株式会社三菱東京UFJ銀行が締結しているデリバティブ取引に関する包括契約書(ISA契約)に基づく、デリバティブ取引(為替予約、スワップ取引及びオプション取引)に係る債務</p> <p>保証金額</p> <p>上記のデリバティブ取引のうち、三菱UFJ証券株式会社が株式会社三菱東京UFJ銀行に対して負っている、相互担保差入契約(CSA契約)に基づく担保勘案後のカレント・エクスポージャー(債務不履行が生じた際の損失)</p> <p>なお、当中間会計期間末における保証金額はありません。</p>		

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 投資有価 証券売却益 5,851百万円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 7,762百万円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 7,589百万円 投資有価 証券売却益 5,851百万円
※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 17,205百万円 社債利息 4,151百万円	※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 13,724百万円 社債利息 8,680百万円	※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 31,478百万円 社債利息 13,134百万円
※3 特別利益のうち主要なもの 関係会社 株式売却益 563百万円	※3 特別利益のうち主要なもの 投資損失引 当金戻入額 1,733百万円	※3 特別利益のうち主要なもの 関係会社 株式売却益 563百万円
※4 特別損失のうち主要なもの 関係会社 株式評価損 126,446百万円		※4 特別損失のうち主要なもの 関係会社 株式評価損 117,733百万円
※5 減価償却実施額 有形固定資産 52百万円 無形固定資産 157百万円	※5 減価償却実施額 有形固定資産 55百万円 無形固定資産 222百万円	※5 減価償却実施額 有形固定資産 121百万円 無形固定資産 364百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
自己株式				
普通株式	958	36	957	37

- (注) 1. 普通株式の自己株式数増加は、単元未満株の買取請求に応じて36千株取得したものです。
2. 普通株式の自己株式数減少は、単元未満株の買増請求に応じて11千株売却したものと及び新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い946千株交付したものです。

II 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
自己株式				
優先株式	—	100,000	100,000	—
普通株式	426	26	408	44
合計	426	100,026	100,408	44

- (注) 1. 優先株式の自己株式数増加は、第一回第三種優先株式の取得条項に基づき、その全部を取得したものです。
2. 優先株式の自己株式数減少は、上記1. で取得した第一回第三種優先株式の全てを消却したものです。
3. 普通株式の自己株式数増加は、単元未満株の買取請求に応じて26千株取得したものです。
4. 普通株式の自己株式数減少は、単元未満株の買増請求に応じて5千株売却したものと及び新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い403千株交付したものです。

Ⅲ 前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	958	500	1,031	426

- (注) 1. 普通株式の増加は、単元未満株の買取請求に応じて500千株取得したものです。
 2. 普通株式の減少は、単元未満株の買増請求に応じて60千株売却したもの及び新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い970千株交付したものです。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
借主側 当中間会計期間末におけるリース 資産の内容 中間貸借対照表に計上されてい る「固定資産」中のリース資産 は、車両、システムサーバー及 びその周辺機器並びにソフトウ ェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本 となる重要な事項「2 固定資 産の減価償却の方法」に記載の 通りであります。		

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	81,361	81,361	—
関連会社株式	28,541	22,405	△6,135
合計	109,903	103,767	△6,135

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	90,074	74,355	△15,718
関連会社株式	33,697	27,990	△5,706
合計	123,771	102,346	△21,425

(注) 1. 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下の通りであります。これらについては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	9,730,133
関連会社株式	4,920
合計	9,735,054

III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	90,074	90,074	—
関連会社株式	33,697	33,176	△520
合計	123,771	123,251	△520

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下の通りであります。これらについては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	9,976,133
関連会社株式	4,920
合計	9,981,054

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>(新株式発行に係る発行登録)</p> <p>当社は、平成21年11月18日開催の取締役会において、新株式発行について発行登録を行うことを以下のとおり決議し、同日付で発行登録書を関東財務局長に提出いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 募集有価証券の種類 当社普通株式 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで (平成21年11月26日～平成22年11月25日) 募集方法 一般募集 発行予定額 1兆円を上限とします。 調達資金の用途 将来の新株式発行による調達資金は、当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行への出資に充当し、当社グループの財務基盤の安定化を図る予定であります。 引受証券会社(予定) 引受人のうち、主たるものは、三菱UFJ証券株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目4番1号)、モルガン・スタンレー証券株式会社(東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)、野村証券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目9番1号)、JPモルガン証券株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目7番3号)および大和証券エスエムビーシー株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)を予定しております。 <p>(注) 大和証券エスエムビーシー株式会社は平成22年1月1日付をもって、大和証券キャピタル・マーケット株式会社に変更する予定です。</p>	<p>—</p>	<p>(優先株式の取得及び消却)</p> <p>当社は平成22年2月3日開催の取締役会において、当社発行の第一回第三種優先株式の全部につき、資本政策の一環として、当社定款第18条第2項の規定に基づく取得を行うこと及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うこと並びに当該取得及び消却の効力発生日を平成22年4月1日とすることを決議しております。</p> <p>上記決議に基づき、当社は平成22年4月1日付けで第一回第三種優先株式の全部を取得し、これを全て消却しております。</p> <table border="1" data-bbox="1010 696 1417 1227"> <tr> <td data-bbox="1010 696 1134 752">取得の方法</td> <td data-bbox="1134 696 1417 752">第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1010 752 1134 835">取得・消却した株式の種類</td> <td data-bbox="1134 752 1417 835">第一回第三種優先株式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1010 835 1134 916">取得・消却した株式の総数</td> <td data-bbox="1134 835 1417 916">100,000千株</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1010 916 1134 999">取得価額・消却価額の総額</td> <td data-bbox="1134 916 1417 999">250,000百万円 (1株につき2,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1010 999 1134 1196">取得財源</td> <td data-bbox="1134 999 1417 1196">当社保有の三菱東京UFJ銀行が発行した第一回第二種優先株式の全部を、平成22年4月1日付けで同行が取得条項に基づき取得することにより、引換えとして交付を受けた金銭(250,000百万円)を充当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1010 1196 1134 1227">消却の方法</td> <td data-bbox="1134 1196 1417 1227">その他資本剰余金からの減額</td> </tr> </table>	取得の方法	第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得	取得・消却した株式の種類	第一回第三種優先株式	取得・消却した株式の総数	100,000千株	取得価額・消却価額の総額	250,000百万円 (1株につき2,500円)	取得財源	当社保有の三菱東京UFJ銀行が発行した第一回第二種優先株式の全部を、平成22年4月1日付けで同行が取得条項に基づき取得することにより、引換えとして交付を受けた金銭(250,000百万円)を充当	消却の方法	その他資本剰余金からの減額
		取得の方法	第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得											
		取得・消却した株式の種類	第一回第三種優先株式											
		取得・消却した株式の総数	100,000千株											
		取得価額・消却価額の総額	250,000百万円 (1株につき2,500円)											
		取得財源	当社保有の三菱東京UFJ銀行が発行した第一回第二種優先株式の全部を、平成22年4月1日付けで同行が取得条項に基づき取得することにより、引換えとして交付を受けた金銭(250,000百万円)を充当											
消却の方法	その他資本剰余金からの減額													

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成21年12月21日を払込期日とする募集による新株式発行(2,337,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり412.53円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり428円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では発行価額総額と引受価額総額との差額36,153百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格で販売する方法によった場合と比較して、「営業外費用」の額と「資本金」及び「資本準備金」の合計額は、それぞれ36,153百万円少なく計上されており、「経常利益」及び「税引前当期純利益」は、それぞれ同額多く計上されております。</p>

4 【その他】

(1) 中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)

平成22年11月15日開催の取締役会において、当社定款第14条及び第50条の規定に基づき、第6期の中間配当金につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	93,874百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	6円
優先株式	
第1回第五種優先株式	57円50銭
第十一種優先株式	2円65銭
効力発生日及び支払開始日	平成22年12月8日(水)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月29日

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 易 克 典

【最高財務責任者の役職氏名】 専務取締役 齋 藤 広 志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永易克典及び当社最高財務責任者齋藤広志は、当社の第6期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当社は、平成22年11月26日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。